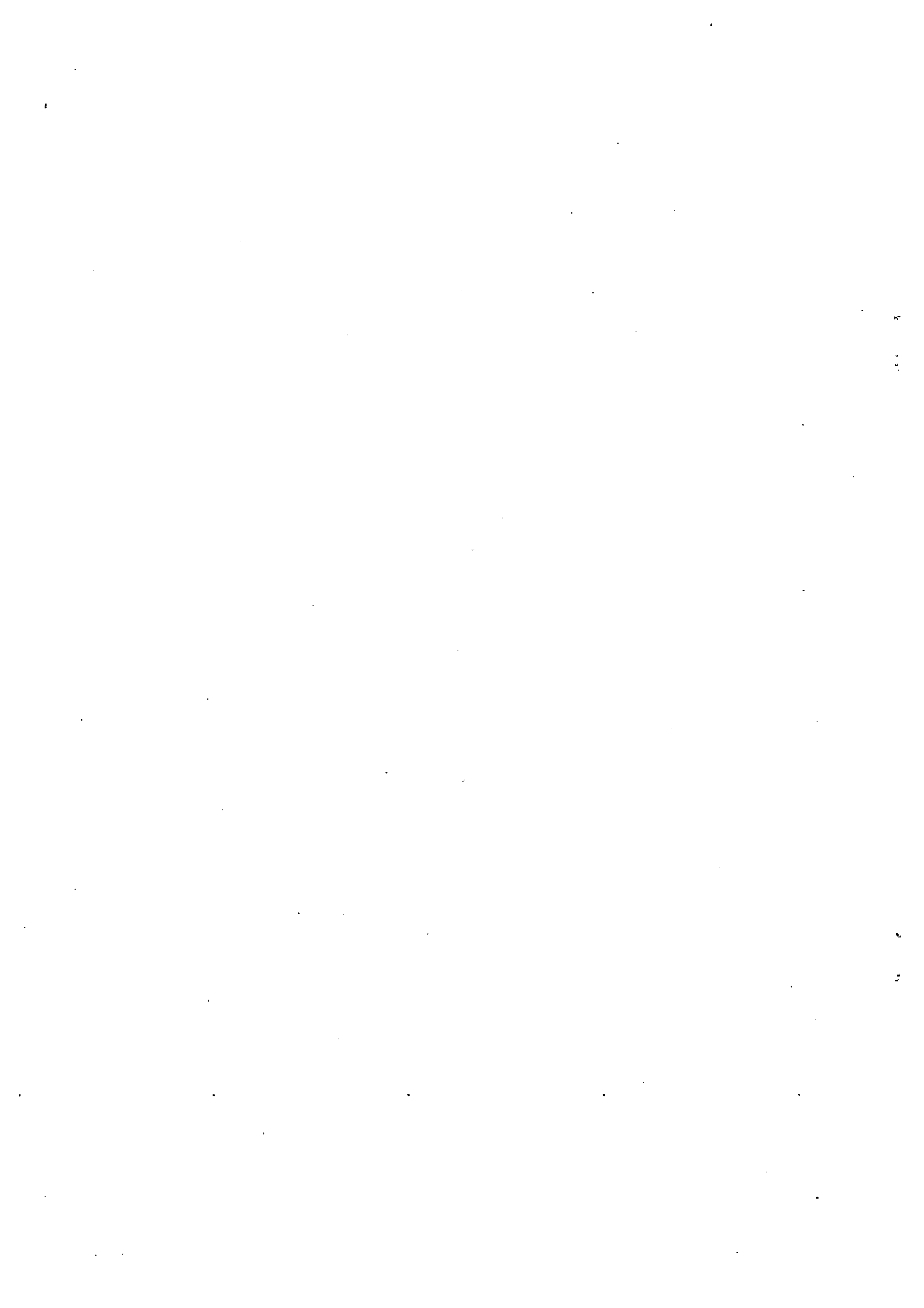

本庁舎利活用調査検討業務

報告書

平成24年1月

滋賀県大津市



目 次

第1章 庁舎の概要

- (1) 庁舎の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 現本庁舎に係る市政の沿革・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) これまでの検討の概要・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 現本庁舎に係る課題

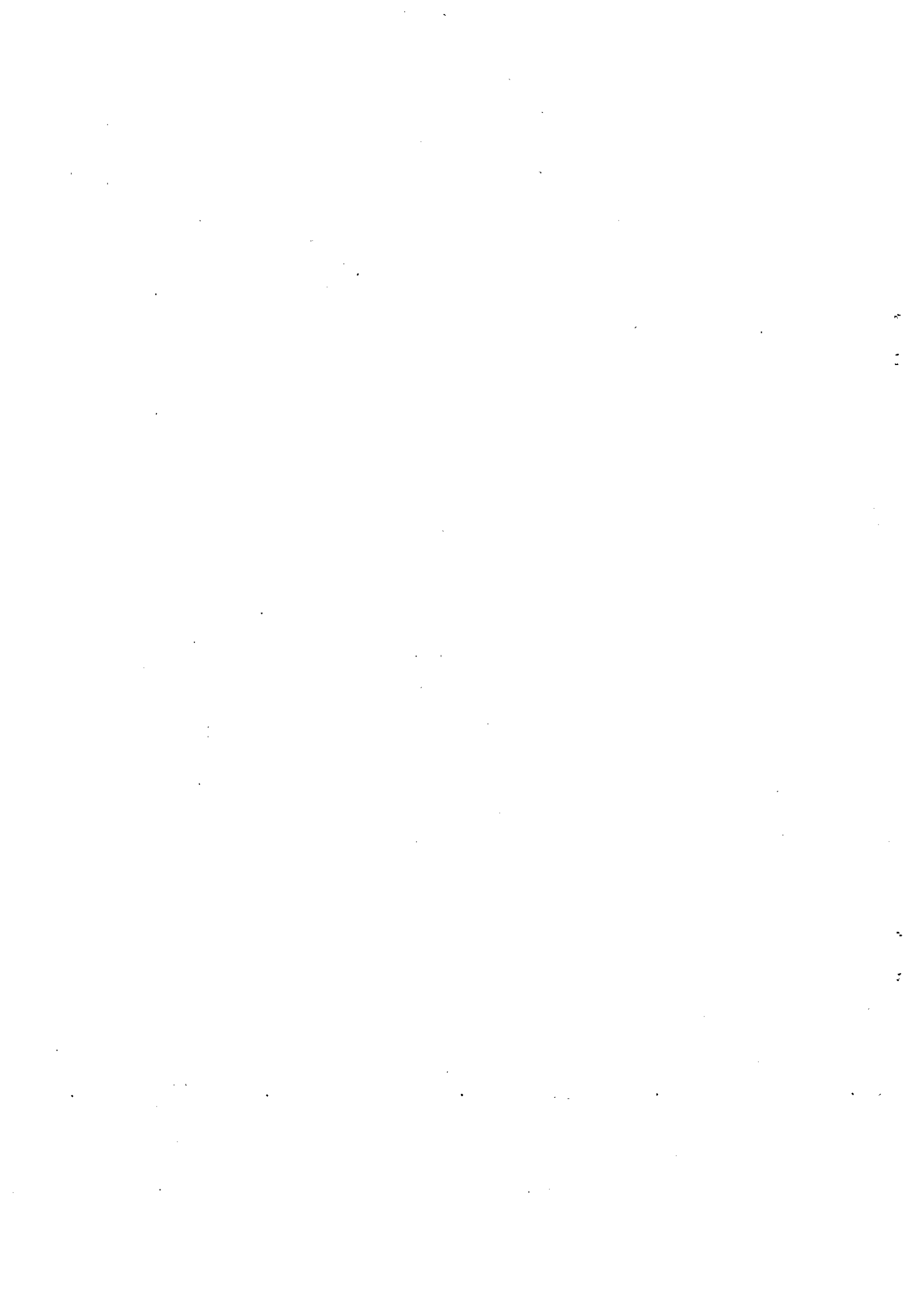
- 1 狭隘状況に関する課題・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 市民等来庁者の利便性の低下・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 執務上の不便、効率性の低下・・・・・・・・・・ 4
 - (3) 情報セキュリティの確保・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 耐震性に関する課題・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 バリアフリーに関する課題・・・・・・・・・・・・ 8

第3章 将来必要となる執務スペース面積の算定

- 1 現本庁舎の執務スペースの不足状況・・・・・・・・ 9
 - (1) 算定の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (2) 平成23年度現在の数値を用いた標準面積の算出 9
 - (3) 他の算出方法との比較・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 新館活用による執務スペース確保可能性の検討 16
 - (1) 検討の考え方とフロー・・・・・・・・・・・・ 16
 - (2) 本庁舎全体に必要な執務等スペースの面積 17
 - (3) 企業局の現在の執務スペース等の面積 17
 - (4) 企業局として必要な面積・・・・・・・・ 19
 - (5) 本庁舎の執務スペース等の面積 20
 - (6) 現在の本庁舎以外に確保すべき面積 21

第4章 部局配置案の立案

- 1 考慮すべき視点と基本方針・・・・・・・・・・・・ 22
 - (1) 検討上考慮すべき視点・・・・・・・・・・・・ 23
 - (2) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 2 本庁舎内の部局再配置案・・・・・・・・・・・・ 25
 - (1) 企業局棟へ移転する部局の考え方 25
 - (2) 各フロアゾーニング・・・・・・・・・・・・ 28
 - (3) 市長部局の一部の移転を伴う再配置案の評価 39
- 3 今後の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
 - (1) 本調査の成果と今後の課題・・・・・・・・ 41
 - (2) 今後の進め方(案)・・・・・・・・・・・・ 42



第1章 庁舎の概要

(1) 庁舎の概要

現在の本庁舎は、昭和42年に竣工した本館を皮切りに、昭和46年に別館、平成元年に新館、そして平成5年に第二別館を建設し、その後の度重なる増改築により、職員数の増加やOA化の進展に伴って増大する執務スペースの需要に対応してきました。

表 庁舎の概要

館名	竣工年月	規模	構造	延床面積	職員数	職員1人 当たり面積
本館	昭和42年 3月	地上5階 地下1階	鉄骨鉄筋コンクリート (SRC)	15,160 m ²	850人	17.8 m ²
別館	昭和46年 4月	地上3階 地下1階	鉄筋コンクリート (RC)	6,250 m ²	475人	13.2 m ²
新館	平成元年 3月	地上7階 地下1階	鉄骨鉄筋コンクリート (SRC)	10,947 m ²	307人	35.7 m ²
本館、別館、新館の合計延床面積				32,357 m ²	1,632人	19.8 m ²
第二別館	平成5年 10月	地上2階 地下1階	鉄筋コンクリート (RC)	1,272 m ²	21人	60.6 m ²
本庁舎合計				33,629 m ²	1,653人	20.3 m ²

(2) 現本庁舎に関する市政の沿革

表 現本庁舎に関する市政の沿革

年	出来事	人口	面積
昭和42年	本館新設 ・瀬田町及び堅田町と合併	159,422人	303.68k m ²
昭和46年	別館新設	—	—
昭和52年	・人口が20万人を突破	—	—
平成元年	新館新設	—	—
平成13年	・特例市に移行	292,447人	302.33k m ²
平成15年	・人口が30万人を突破	—	—
平成18年	・志賀町と合併	327,479人	374.06 k m ²
平成19年	(市町境界確定)	—	464.10 k m ²
平成21年	・中核市に移行	—	—
平成23年	・4月時点人口	338,751人	—
平成28年	・総合計画における人口推計	341,700人	—
平成30年	・総合計画における人口推計	341,600人	—

(3) これまでの検討の概要

ア 平成16年度

庁内に「庁舎整備検討委員会」（委員長：佐藤賢助役、副委員長：外崎公知助役、事務局：管財課）を設置し、その下に専門的な検討を行うために3部会（技術部会、若手部会、防災部会）を設けました。

委員会では、庁舎の現状と課題を整理し、耐震診断を実施し、庁舎の今後あり方や防災センターの整備等の検討を行い、今後の対策として、耐震改修、現在地での建替え及び移転新築について比較検討を行いました。

イ 平成17年度

庁内に係長級職員を中心とした「大津市庁舎整備研究会」を設置して庁舎の役割及び求められる機能に関する検討及び浜大津や石山など7つの庁舎移転候補地に関して考察を行いました。また、並行して庁舎建設に係る実行可能性調査も実施しました。

ウ 平成18年度

各種団体代表、有識者及び市民からの公募委員による「大津市庁舎のあり方検討委員会」（委員長：上谷宏二京大教授、副委員長：人長信昭成安造形大学教授、事務局：企画調整課）を設置して、庁舎のあり方に関して様々な視点から意見が交わされました。

エ 平成19年度

「市庁舎の整備促進検討チーム」を設置して、平成18年度の「大津市庁舎のあり方検討委員会」において市長に提言された「庁舎の適正規模」、「求められる機能」及び「候補地の実現可能性」について検討を深めました。

オ 平成20年度

前年度に引き続き、「市庁舎の整備促進検討チーム」において、前年度までの検討結果をもとに、より具体的な財政計画や候補地別シミュレーション（前年度までの7カ所に、庁舎隣接地を含む現在地を加えた8カ所）を行ないました。

第2章 現本庁舎に係る課題の抽出

1 狭隘状況に関する課題

●市民等来庁者の利便性の向上

- ・十分な待合スペースの確保やプライバシーの保護、駐車スペースの確保など、スペースのゆとりを確保し来庁者の利便性を向上する必要がある。

●執務上の不便の解消、効率性の向上

- ・職員が効率良く執務遂行ができるよう十分な執務スペース、書類整理のためのスペースの確保、部局の分散状況の解消、会議打合せスペース、倉庫スペース、バックヤードの確保、OA化に対応した効率的な配置の実現を図る必要がある。

●情報セキュリティの確保

- ・執務スペースと来客対応スペースの境界を明確にし、動線を分離することにより、情報セキュリティを確保する必要がある。

(1) 市民等来庁者の利便性の向上

ア 十分な待合スペースの確保

狭隘なために、対応窓口での待合スペースや通路のスペースが十分に確保されておらず、来庁者は窮屈を感じ、落ち着かない状況となっています。

例えば、生活保護費の支給日には、本館2階の生活福祉課に多くの市民が訪れますが、十分な待合スペースが不足しているために、著しく混雑し、窮屈な状態になっています。

子育てや介護等の福祉に関する相談や申請等のために来庁される市民への対応のために十分な待合スペースを確保する必要があります。

イ 混雑する時期への柔軟な対応が可能なスペースの確保

例えば、税に関する窓口は本館1階にありますが、確定申告などの繁忙時に対応可能なスペースが本館内に確保できないため、税務窓口から離れた新館の会議室等を使用して対応しており、市民にとって分かりにくい状況になっています。混雑する時期であっても、市民の利便性低下を最小限に抑えられるように柔軟な使い方が可能なスペースの余裕を確保する必要があります。

ウ プライバシー保護への対応が必要

カウンターと待合スペースとの間隔が十分に確保できておらず、カウンターで交わされる市民と職員との会話の内容が、待合いの人や通路を通る人に聴こえる可能性があるため、プライバシー保護の観点から待合スペースの充実を図る必要があります。

エ 駐車スペースの確保

本庁舎には来庁者用の駐車場が不足しており、駐車場が満車の状態が恒常化しています。鉄道やバスの利用が困難な市民の利用も多くあり、不便な状態です。また、駐車区画や通路が狭く、さらに駐車場内が薄暗い状態であるなど、駐車場の拡充、安全対策の必要があります。

(2) 執務上の不便の解消、効率性の向上

ア 効率良く執務遂行可能なスペースの確保

少子高齢化の進行や長引く経済不況などを要因として、子育て支援、高齢者福祉、生活保護等の行政ニーズは高まっており、事務量の増加、対応職員の増員に合わせて限られたスペースの中で、窓口と離れた場所に相談室を設置する等、やり繰りして執務スペースを確保している状況です。また、書類整理のスペースが十分でないため、全体的に雑然としており、執務の効率が悪くなっています。このため、効率的に執務遂行可能な最適な配置等ができる執務スペース等の拡充が必要です。

イ 部局の分散の解消

部局ごとにまとまったスペースが確保できないため、複数の建物に分かれて配置されている部局があります。このことは、同一部局内所属の連携や部局のマネジメントに影響し、業務効率の面で問題があり、また、来庁者にとって配置が分かりにくく、利用しにくいいため、部局の分散を解消する必要があります。



書類整理のスペースが不足し、
雑然とした執務室

表 部局の配置状況

部局 \ 建物	本館	別館	新館
政策調整部	○	○	
総務部	○	○	○
市民部	○	○	
福祉子ども部	○	○	
健康保険部	○	○ (保健所)	
環境部		○	○
都市計画部	○		
建設部	○		○ (河川課)
出納室	○		
消防局		○	○
企業局			○
教育委員会		○	
選挙管理委員会事務局			○
監査委員事務局			○
農業委員会事務局			○

※網掛けは、複数の建物に分かれて配置されている部局

エ 会議室、打合せスペースの確保

書庫等の不足を補うため、会議室の中には、備品や書類が山積みになっている状況も見受けられます。特に備品や書類が多く置かれた会議室では、会議に使用する机や椅子を配置すると室内を歩くことが難しいほどに狭隘な状態です。

市民との面談や事業者との打合せスペースを十分に確保することができず、打合せスペースを通路に設置していたり、執務空間内のほんの少し空いている場所を使用しており、通路部分の混雑で窮屈な状態に拍車を掛けたり、効率的な業務遂行に影響を与えたりしています。このため、会議や打合せ等のためのスペースを十分に確保する必要があります。



打合せスペースが不足しているため通路が犠牲になっている

オ 倉庫の確保

業務量の増加に伴い、保管すべき書類も増えていますが、倉庫が不足し、会議室や

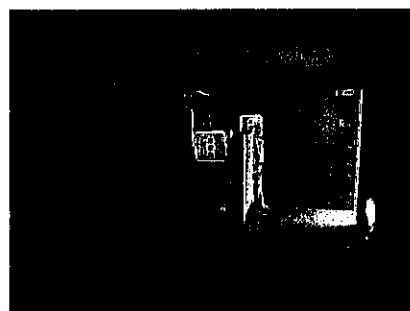
廊下に書類や備品が置かれる状態になっており、備品管理及び情報管理の面で問題があるため、倉庫等保管スペースを確保する必要があります。

カ バックヤードの確保

資機材の搬入・搬出、本庁舎内のごみの回収などのためのバックヤードが一部に限られているため、これらの業務を来庁者も利用する通路を利用して行っており、来庁者の動線と重複しています。また、職員の更衣室、ロッカーなどのバックヤードスペースが十分に確保されておらず、執務室等の一角を利用している状況も散見され、執務室の狭隘化に拍車をかける要因となっているため、執務スペースとは別にバックヤードを確保する必要があります。

キ O A化に対応した効率的な配置

今日では、業務の多くをパソコンを使って遂行していますが、これらの機器は電源やネットワーク接続のための配線を必要とします。しかしながら本庁舎は、パソコンやネットワークの利用を前提とした、床下に配線スペースを設ける等の構造となっていないため、机等の配置の際には電源の確保やネットワークの配線が執務スペース等の動線を妨げないように配慮する必要があります。このため、フリーアクセスフロアなど配置上の制約が極力少なくなる方策を検討する必要があります。



倉庫が不足しており備品などが廊下に置かれている



更衣室、ロッカー室などのバックヤードスペースが不足しており、執務室の一角にロッカーを置いて対応している部局もある

(3) 情報セキュリティの確保

ア 執務スペースと来客対応スペースの分離

市役所では外部に漏れてはならない情報を多く扱いますが、執務室等が狭隘なため、市民等の来客対応スペースとその他の執務にあたる職員の距離が不十分で、電話で話している内容などが市民に伝わり、外部に漏れいする可能性があったり、業務上作成した文書ファイルなどが市民等の来庁者の通路から手が届く範囲に並んでいるなど、十分な情報セキュリティ対策が取りにくい状況です。このため、執務スペースと来客対応スペースに一定の距離を確保する必要があります。

休日に市民が参加する会議等のために会議室を使用する機会がありますが、会議出席者の出入りを認める区画と外部に漏れてはならない情報を守るための区画を分離できず、職員が会議室までの通路に目を配るなどの人的対応が必要となっています。このため、時間外の来庁者の動線を執務スペースと分離する必要があります。

2 耐震性に関する課題

- ・ 防災対応部局の高い耐震性確保と初動体制構築への備えが必要である。
- ・ 市民等の来庁者が多い部局は、より高い耐震性を確保する必要がある。

本館及び別館は耐震性に問題があったことから、平成 18 年度に別館の中消防署の耐震補強を行いました。また、平成 22 年度には、本館の柱 360 本のうち 92 本の補強を SRF 工法によって実施し、災害発生時における生存空間の確保を図りました。生存空間の確保を目的とした補強とは、建物のある範囲について、建物が倒壊した場合でも補強した柱の周囲には少なくとも三角錐状の生存空間が確保される補強方法のことです。

しかしながら、SRF 工法は建物の倒壊を防ぐことを目的としたものではないため、被災によって庁舎としての機能が失われたり、内部に残された被災者の避難及び救助に相当の時間を要したりすることが考えられるため、より一層の耐震性の確保を図る必要があります。

SRF 工法（包帯補強、Super Reinforcement with Flexibility）

高延性材（ポリエステル樹脂）を使用し、柱に巻きつけるなどをする耐震工事で、従来の FRP（Fiber Reinforced Plastic）工法と比較して、補教材単体で効果を発揮すること、補教材が柔軟性と屈曲性に富んでいること、部材面の凹凸に対応すること、接着が一部剥がれても耐震効果が持続することなどが特徴です。また、施工面、環境、人体への影響、コストなど多くの点で従来工法を凌ぐものです。

ア 防災対応部局の高い耐震性確保と初動体制構築への備え

通信指令室をはじめとする防災対応部局は、地震発生時にこそ機能を発揮し、業務を継続する必要があることから、震度 7 程度の巨大地震下において建物の損傷度合いが小破に留まる程度の高い耐震性が求められます。

災害対策本部設置時に本部長として陣頭指揮を執る市長の執務室についても高い耐震性を確保し、災害発生時における円滑な初動体制構築に備える必要があります。

イ 市民等の来庁者が多い部局の高い耐震性の確保

地震発生時における来庁者の安全性を確保するためには、来庁者が多い部局についても震度 7 程度の巨大地震下において建物の損傷度合いが小破に留まる程度の高い耐震性が求められます。

現在、来庁者の多い部局は、本館 1 階及び 2 階に配置されており、巨大地震が発生した場合、建物の倒壊が想定されることから、より耐震性の高い場所に配置する必要があります。

3 バリアフリーに関する課題

・本庁舎内の上下移動や本館・新館間の移動、トイレなどのバリアフリー対策のより一層の充実を図る必要がある。

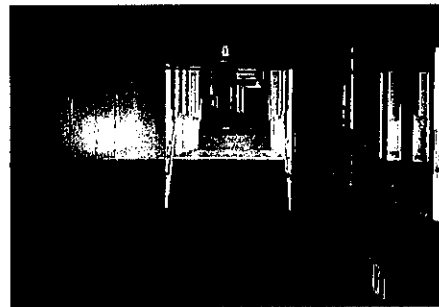
ア 上下移動の不便の解消

本庁舎内のエレベーターは、本館に2基、新館に2基設置されていますが、別館には設置されていません。本館2階には福祉関係の部局がありますが、本館のエレベーター2基はいずれも狭く、車椅子では使いづらいものとなっています。

別館にはエレベーターがないため、階段が利用できない場合は、新館のエレベーターを利用しなければなりません。

イ 本館・新館間の移動のバリアフリー

本館4階と新館4階を結ぶ渡り廊下には数段の階段があるため、台車や車椅子では通行できず、移動には1階か地下1階を利用しなければなりません。



本館4階と新館4階を結ぶ渡り廊下は、台車や車椅子では通れない

ウ 身障者対応トイレ等の充実

身障者対応のトイレは本館1階に2箇所、新館3階にオストメイト対応トイレが1箇所あります。

別館は和式トイレのみの状況ですが、配管スペースなどの関係上、和式から洋式への更新は困難です。

第3章 将来必要となる執務スペースの算定

1 現本庁舎の執務スペースの不足状況

- ・現在の本庁舎の面積は 32,357 m²。平成 23 年度の職員数をもとに必要な執務等スペースの標準面積を算出すると 45,572 m²となり、新たに 13,215 m²のスペースを確保する必要がある。
- ・最近の民間の事務所ビルの執務スペースの規模は、庁舎の標準面積よりも大きい傾向にある。
- ・近年の庁舎建設では、標準面積よりも大きくなる傾向にある。

(1) 算定の方法

算定対象とする部局に配置される職員数をもとに、総務省の起債同意に係る標準面積（以下、「起債標準面積」と表記します。）に基づき必要面積を求めます。これは、地方自治体の庁舎建設事業について起債対象となる必要最低限の庁舎の規模を示したもので、起債に対する総務省の同意基準として平成 22 年度まで用いられていました。

平成 23 年度からは起債同意の基準としては採用されなくなりましたが、庁舎整備に関しては、これまでの検討と同じ基準で検討することや比較的分かりやすい基準であることから、他都市においても引き続き検討に採用されており、本市においても今回の検討における必要面積の算定方法として採用することとしました。

(2) 平成 23 年度現在の数値を用いた標準面積の算出

ア 算定対象面積と職員数

平成 23 年 4 月 1 日現在における本庁舎（第二別館を除く。）の面積及び配置職員数は以下のとおりであり、執務スペース等の面積は、32,357 m²です。

表 現在の延床面積と職員数

面積	職位別職員数(人)								合計
	特別職	部長・次長級	課長級	課長補佐・係長級	一般職員	一般職員(製図)	嘱託	臨時	
本館 15,160 m ²	3	33	45	276	255	23	134	81	850
新館 10,947 m ²	3	20	44	231	72	21	48	36	475
別館 6,250 m ²	1	11	25	129	77	3	29	32	307
合計 32,357 m ²	7	64	114	636	404	47	211	149	1,632

※一般職員（製図）は、平成 16 年度における一般職員数に対する割合を用いて算出。

イ 標準面積の算定

現在の本庁舎の配置人員をもとに、総務省が定めた算定方法を用いて起債標準面積を算定します。

執務スペース等の面積を算出するために、実職員数に対して職位別に設定された換算率を乗じて換算職員数を算出します。

本市では行財政改革の一環として職員定数の削減に取り組んでいますが、正規職員の削減分については、現在のところ臨時職員の採用によって対応している状況であり、近年、職員数に大きな変化がないことや今後地方分権の進展が見込まれることから、将来の職員数を踏まえて、ここでの算定に用いる実職員数は、平成 23 年 4 月現在の職員数とします。

次に、換算職員数に対し職員 1 人当たりの基準面積 (4.5 m²/人) を乗じることにより執務スペースの面積を算定します。

倉庫の面積は執務スペースの面積の 13%、会議室等は正味職員数 1 人当たり 7.0 m²、玄関室等は執務スペース、倉庫、会議室の面積の合計値の 40%、車庫は地上部は 1 台につき 25 m²、地下部は 1 台につき 50 m²となります。駐車場台数は、平成 16 年度と同様に地上部 20 台、地下部 5 台とします。

議会関係諸室は、議員 1 人当たりの基準面積 (35 m²/人) に最大議員数を乗じて算出します。最大議員数は、平成 23 年改正前の地方自治法第 91 条第 1 項に定める上限数 (人口 30 万人以上 50 万人以下の市は 46 人) です。

起債標準面積の算定方法

①事務室	4.5 m ² × 換算職員数 (実職員数 × 換算率)
②倉庫	事務室面積 × 13%
③会議室、電話交換室、便所、洗面所、その他諸室	換算職員数 × 7 m ²
④玄関、広間、廊下、階段、その他の通行部分	(①+②+③) × 40%
⑤車庫	地上部 台数 × 25 m ² 地下部 台数 × 50 m ²
⑥議場、委員会室、議員控室	最大議員数 × 35 m ²

大津市本庁舎の場合、算定対象の実職員数 1,632 人に対する起債標準面積の算定結果は、42,572 m²となります。

これに起債標準面積には含まれない防災センター及び福利厚生施設等の面積として平成 16 年度の算定と同様に概算で 3,000 m²を加えると必要な執務スペース等の面積 (標準面積) は、45,572 m²となります。

職員 1 人あたりの面積は、現行が 19.8 m²であるのに対し、起債標準面積ではその 1.4 倍の 27.9 m²になります。

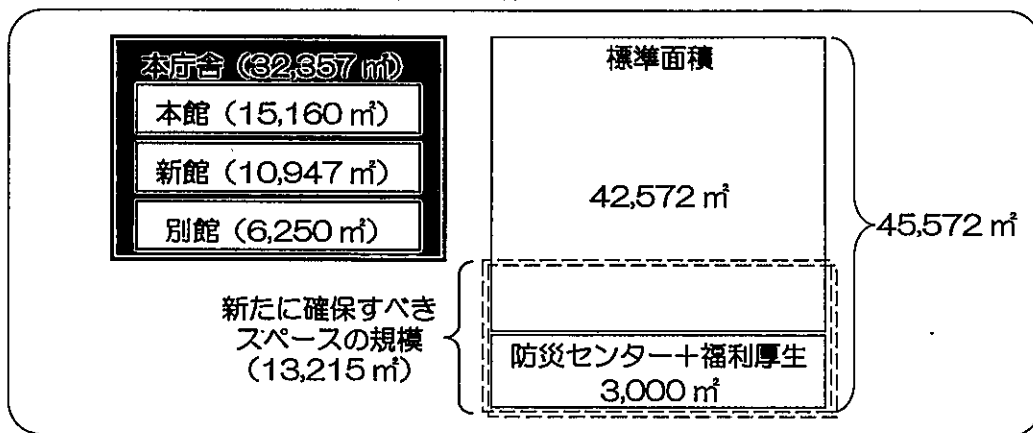
表 起債標準面積の算定

区分	起債の基準				執務スペース等の規模
	実職員数	換算率	換算職員数	基準面積 職員1人 当たり	
①執務面積	合計	1,632		3,401.9	合計 15,308.6 m ²
事務室 (応接室を含む)	特別職	7	20	140	140 人×4.5 m ² = 630.0 m ²
	部長・ 次長級	64	9	576	576 人×4.5 m ² = 2,592.0 m ²
	課長級	114	5	570	570 人×4.5 m ² = 2,565.0 m ²
	課長補佐・ 係長級	636	2	1272	1272 人×4.5 m ² = 5,724.0 m ²
	一般職員	404	1	404	404 人×4.5 m ² = 1,818.0 m ²
	一般職員 (製図)	47	1.7	79.9	79.9 人×4.5 m ² = 359.6 m ²
	嘱託	211	1	211	211 人×4.5 m ² = 949.5 m ²
	臨時	149	1	149	149 人×4.5 m ² = 670.5 m ²
② 倉庫	①×13%			15,308.6 m ² ×13% = 1,990.1 m ²	
③ 会議室等 (会議室・電話交換室・ 便所・洗面所その他)	実職員数×7.0 m ²			1,632 人×7.0 m ² = 11,424.0 m ²	
④ 玄関室等 (玄関・広間・廊下・階段 その他通行部分)	(①+②+③)×40%			28,722.7 m ² ×40% = 11,489.1 m ²	
⑤ 車庫 (地上部) (地下部)	台数×25 m ²			20 台×25 m ² = 500.0 m ²	
	台数×50 m ²			5 台×50 m ² = 250.0 m ²	
⑥ 議会関係諸室 (議場・委員会室・議員 控室)	最大議員数×35.0 m ²			46 人×35.0 m ² = 1,610.0 m ²	
合計(①+②+③+④+⑤+⑥)					42,572 m ²

ウ 新たに確保すべきスペースの面積

現在の本庁舎の執務スペース等の面積 32,357 m²に対し、標準面積が 45,572 m²であることから、今後新たに確保すべき執務スペース等の面積は、13,215 m²となります。

図 新たに確保すべきスペース



(3) 他の算出方法との比較

起債標準面積の算定方法以外の方法で適正な執務スペース等の面積を算出して比較することにより、起債標準面積の妥当性を確認します。

ア 標準的なオフィスビルとの比較

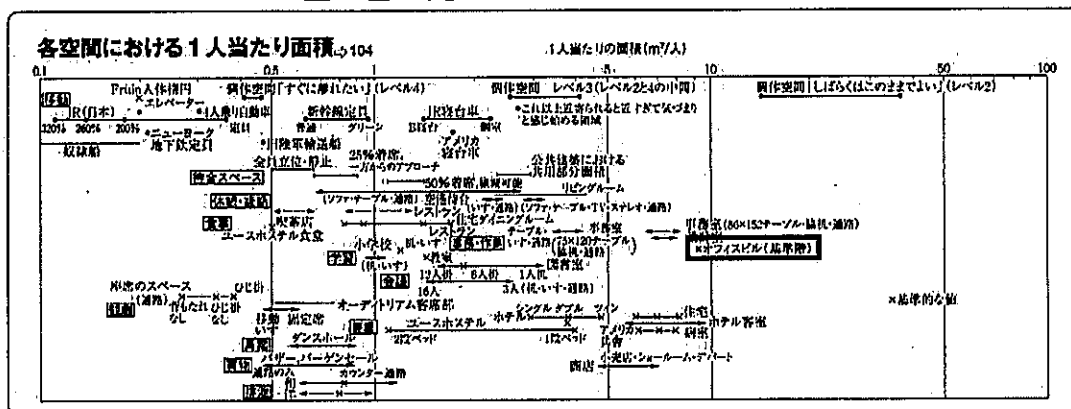
民間のオフィスビルに関する統計資料等から民間事業所における執務スペース等の面積が分かります。なお、ここで示す民間のオフィスビルに関する資料では、特別職や部長級職員に相当する役員に対する面積が考慮されていません。

(ア) 『建築設計資料集成』(日本建築学会)

『建築設計資料集成』(日本建築学会、平成13年)に、執務室の面積については、「1人当たりの執務面積は5～15 m²程度の幅があり、業務形態や収納方法により異なる」とされています。また、一般的なオフィスビルの1人当たりの面積は、約9 m²と示されています。

これを大津市本庁舎に当てはめた場合、1,632人×9 m²/人=14,688 m²となり、起債標準面積の算定方法で算出した執務面積15,308.6 m²(11ページの「表 起債標準面積の算定」参照)の95.9%となります。

図 各空間における1人当たり面積



出典：『建築設計資料集成』日本建築学会

(イ) 『ビル実態調査(全国版)結果要旨』(日本ビルディング協会連合会)

日本ビルディング協会連合会が業務ビル等に関する実態調査の結果をまとめた『ビル実態調査(全国版)結果要旨(平成22年度版)』によると、事務所ビルの契約面積ベース(※1)の1人当たりの床面積は平均12.3 m²、延床面積ベース(※2)の1人当たりの床面積は平均23.7 m²となっています。

※1 契約面積ベース：エレベーターホールや空調機械室、避難階段、トイレなどの共用部分を除いた賃料支払い対象となる占有部分を対象としています。

※2 延床面積ベース：共用部分の面積を含む全体を対象としています。

契約面積ベースの1人当たりの床面積の平均値12.3 m²を大津市役所に当てはめた場合、1,632人×12.3 m²=20,073.6 m²となり、起債標準面積の算定方法で算出

した執務面積及び倉庫の合計面積 15,308.6 m² (11 ページの「表 起債標準面積の算定」参照) に対して 131.1%になります。

延床面積ベースの1人当たりの床面積の平均値 23.7 m²を大津市役所に当てはめた場合、1,632人×23.7 m²/人=38,678.4 m²となります。これは、起債標準面積の算定方法で算出した執務面積、倉庫、会議室等、玄関室等の合計値 40,211.8 m² (11 ページの「表 起債標準面積の算定」中の①～④の合計) に対して 96.2%となります。

貸しビルに入居する民間の事業所では、大きな会議室や玄関ホール、接客スペースを持たない場合があることから、執務面積では起債標準面積よりも大きくても、全体としては庁舎の起債標準面積よりもやや小さい規模になっているものと考えられます。

表 1人当たり床面積

	小規模ビル (1,000坪未満)		中規模ビル (1,000～3,000坪)		大規模ビル (3,000坪以上)		全体	
	1人当たり 床面積 (m ² /人)	回答数 (棟)	1人当たり 床面積 (m ² /人)	回答数 (棟)	1人当たり 床面積 (m ² /人)	回答数 (棟)	1人当たり 床面積 (m ² /人)	回答数 (棟)
契約面積 ベース	12.5	123	12.9	229	12.2	253	12.3	605
延床面積 ベース	22.2	120	23.3	234	23.9	278	23.7	630

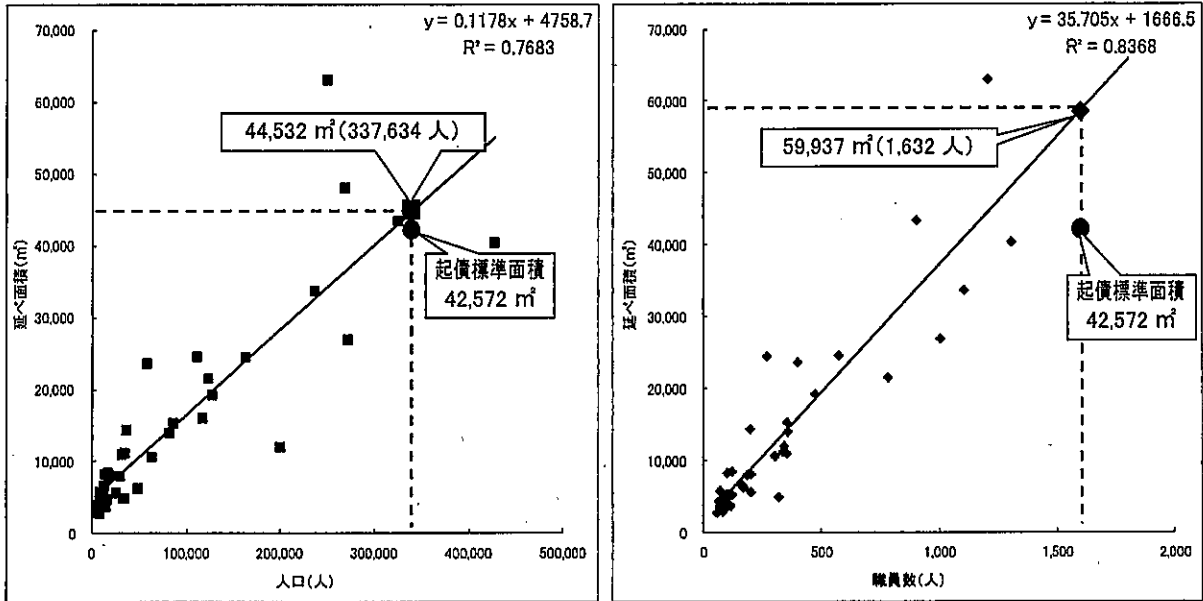
出典：『ビル実態調査（全国版）結果要旨』日本ビルディング協会連合会

イ 近年の事例の傾向との比較

近年建設された他都市の庁舎の事例についてインターネットにより情報収集し、人口と庁舎規模の関係、職員数と庁舎規模の関係を整理すると図「近年の庁舎の規模と人口、職員数の関係」のとおりになります。

それぞれの近似式（直線回帰）を大津市に当てはめてみると、庁舎規模は平成22年の国勢調査人口 337,634人では 44,532 m²、職員数 1,632人では 59,937 m²となり、起債標準面積 42,572 m² (11 ページの「表 起債標準面積の算定」参照) の 104.6%、140.8%となっています。

図 近年の庁舎の規模と人口、職員数の関係



※庁舎規模、職員数はインターネットで収集可能な情報をもとにしている

表 近年の庁舎の規模

施設名	所在地	H22 国調人口 (人)	庁内職員数 (人)	延床面積 (㎡)	竣工年月	延床面積/ 職員数 (㎡/人)	備考
町田市庁舎	東京都	426,987	1,300	40,490	2012年6月	31	
黒木町庁舎	福岡県	12,291	161	6,694	2003年10月	42	
目黒区総合庁舎	東京都	268,330		48,075	2003年3月		改修工事
平野区庁舎	大阪市	200,005	339	12,100	2001年6月	36	
あきる野市庁舎	東京都	80,868	354	14,090	2001年5月	40	
波賀町役場庁舎	兵庫県	4,122	86	3,219	2001年5月	37	来客66台庁用79台
竹野町庁舎	兵庫県	4,973	80	2,969	2001年3月	37	庁用別敷地
精華町庁舎	京都府	35,630	195	14,456	2001年1月	74	図書館含む
江刺市庁舎	岩手県	30,646	350	11,092	2001年1月	32	来客114台庁用356台
三根町庁舎	佐賀県	7,008	93	3,548	2000年12月	38	来客146台庁用106台
大府(おおぶ)市庁舎	愛知県	85,249	350	15,409	2000年9月	44	
北橋村役場庁舎	群馬県	9,857	100	5,460	2000年3月	55	
磯子区総合庁舎	横浜市	163,237	265	24,565	1999年11月	93	区役所、保健所、公会堂、図書館含む
江南町役場庁舎	埼玉県	13,304	90	3,784	1999年8月	42	計画職員数200人
浦添市庁舎	沖縄県	110,351	570	24,643	1999年2月	43	全職員数890人
舞阪町庁舎	静岡県	12,176	85	4,501	1999年2月	53	
北会津村役場庁舎	福島県	7,690	65	4,434	1998年12月	68	多目的ホール含む
野津原町庁舎	大分県	4,769	90	3,948	1998年10月	44	
高崎シティーホール	群馬県	249,982	1,200	63,120	1998年2月	53	市民ホール図書館含む
嘉島町役場庁舎	熊本県	8,676	94	4,123	1997年10月	44	
国分シビックセンター	鹿児島県	57,467	396	23,710	1996年12月	60	図書館・公民館、多目的ホール・体育館含む
山香町役場	大分県	7,675	120	5,303	1996年9月	44	
三戸町役場保健センター	青森県	11,299	107	5,225	1996年4月	49	
掛川市庁舎	静岡県	116,363		16,135	1996年3月		
庵治町役場	香川県	5,640	67	3,623	1996年3月	54	
八尾市庁舎	大阪府	271,460	1,000	26,978	1994年12月	27	全職員数2540人
久留米市庁舎	福岡県	236,493	1,100	33,782	1994年12月	31	計画職員数1380人
吉備町役場	和歌山県	15,224	80	4,802	1994年7月	60	計画職員数130人
八郷町役場庁舎	茨城県	28,624	183	8,102	1994年4月	44	計画職員数200人
榛原町役場庁舎	静岡県	24,469	197	5,735	1994年3月	29	
野田市庁舎	千葉県	126,943	470	19,311	1993年4月	41	
御宿町役場庁舎	千葉県	7,738	70	5,897	1993年3月	84	職員定数115人 保険センター含む
坂町町民ひろば	広島県	13,262	100	8,368	1993年2月	84	町民センター含む
出石町役場	兵庫県	10,259	113	3,814	1993年2月	34	
富山市庁舎	富山県	324,372	900	43,470	1992年12月	48	大きなアトリウム 展望タワー有
富岡町役場庁舎	福島県	16,001	119	8,546	1992年11月	72	保健センター含む
安岐町役場	大分県	9,546	100	3,793	1991年12月	38	
富士宮市庁舎	静岡県	122,787	780	21,613	1991年8月	28	全職員数1260人
二本松市庁舎	福島県	33,519	333	11,286	1991年3月	34	
守谷市庁舎	茨城県	62,482	300	10,714	1990年11月	36	計画人口7万人 計画職員数500人
西那須野町役場	栃木県	47,744	167	6,363	1989年9月	38	計画職員数250人
利根町役場	茨城県	17,473	199	8,208	1989年6月	41	
高山村役場	長野県	7,563	57	2,843	1985年6月	50	
葉山町役場	神奈川県	32,766	315	5,021	1984年9月	16	

※インターネットで収集可能な情報をもとにしている

2 新館活用による執務スペース確保可能性の検討

- 現在、本庁舎の新館に配置されている企業局（占有面積：約 2,400 m²、職員数：297 人）が本庁舎の外部に移転すると想定し、必要な執務スペース等の標準面積を算定すると 37,850 m²となる。このため、現在の庁舎規模 32,357 m²とは別に、5,493 m²を確保する必要がある。

(1) 検討の考え方とフロー

ア 検討の考え方

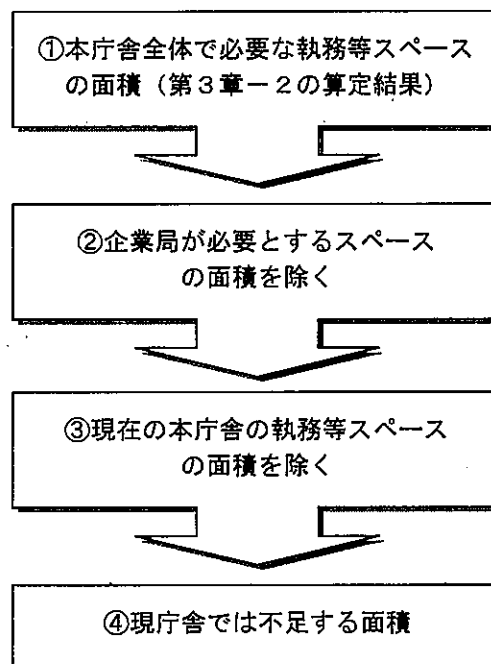
大津市では、現在、企業局が本庁舎に隣接する国有地を購入し、新庁舎（以下、企業局棟と表記します。）を建設することを検討中です。

このため、第3章-2の算定結果をベースに、現在企業局が使用している新館スペースを市長部局が使用することを考慮した執務スペース確保の可能性について検討します。

イ 検討のフロー

第1章-2での算定と同様に、配置職員数をもとに起債標準面積に基づき、以下のフローに従って検討します。

図 企業局占用スペースの活用による執務スペース確保可能性検討のフロー



(2) 本庁舎全体で必要な執務等スペースの面積

第3章-2での算定結果から、必要最低限の執務スペース等として起債標準面積を確保するために新たに確保する必要がある面積は、防災センター機能を含めると45,572 m²です。

(3) 企業局の現在の執務スペース等の面積

ア 企業局が占用する面積

企業局は、現在、新館のうち地下1階、1階、4階、5階、6階及び7階を使用しており、共用通路等を含まない占用面積は約2,400 m²となっています。(市長部局との共用部分は含まない。)

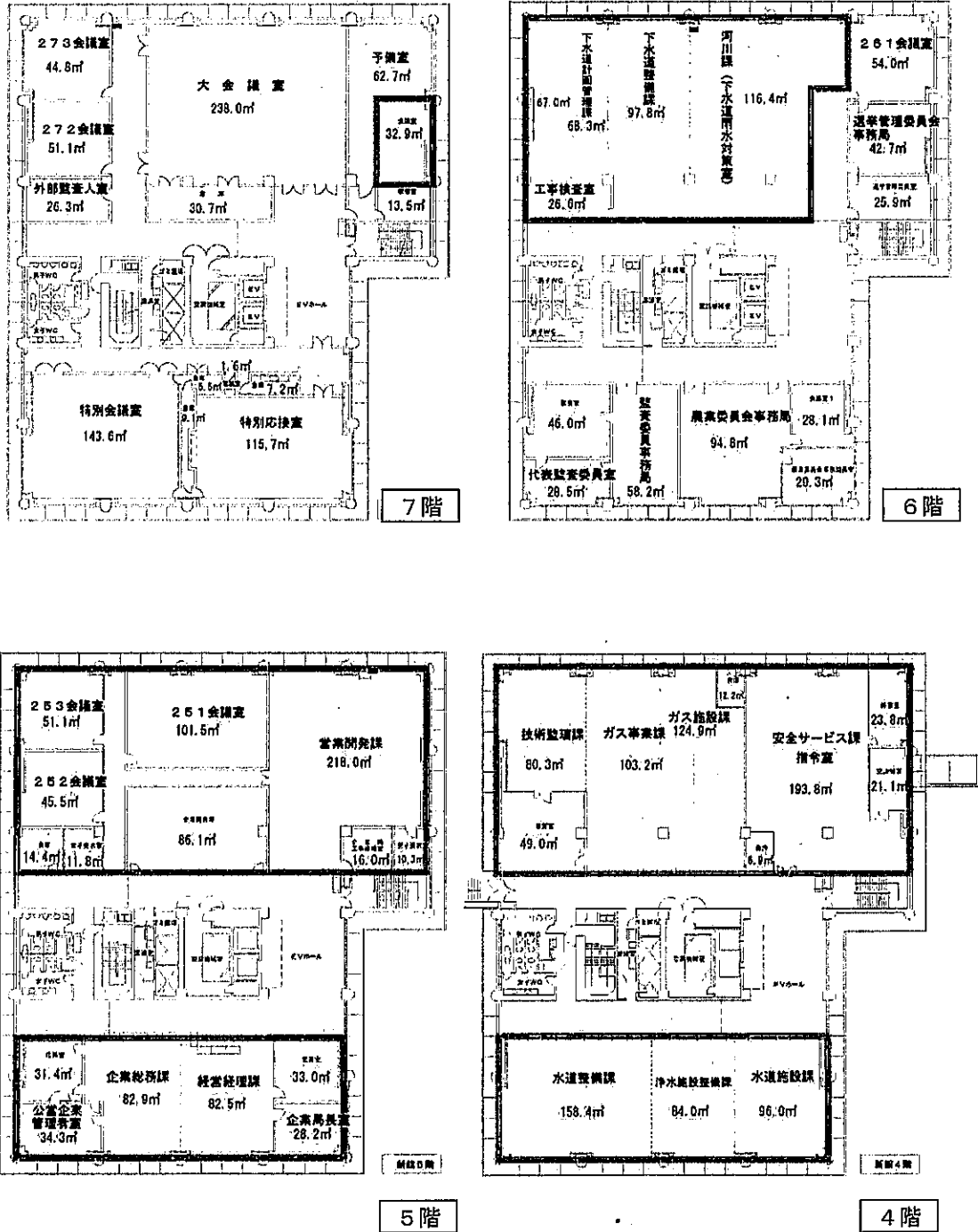
表 新館フロア別企業局占用面積

階数	用途	占用面積
7階	倉庫兼会議室	30.49 m ²
6階	執務室	300.28 m ²
5階	執務室	860.72 m ²
4階	執務室	916.98 m ²
1階	お客様センター、執務室	246.23 m ²
地下1階	お客様センター作業室	40.64 m ²
計		2,395.34 m ²

出典：庁舎管理負担金算定資料

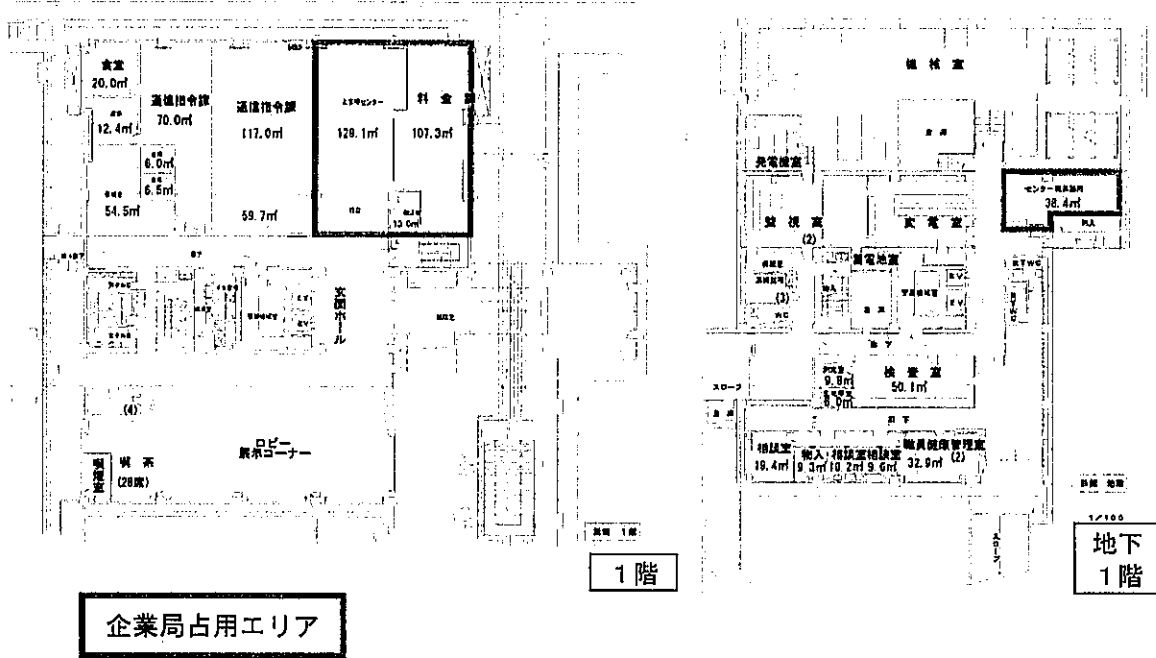
図 新館フロア別企業局占用状況

(図上に掲載の面積は簡便な方法による現場での計測値のため、表「新館フロア別企業局占用面積」とは一致しない)



企業局占用エリア

図 新館フロア別企業局占用状況



(4) 企業局として必要な面積

ア 現在の職員数

企業局職員数は、平成 23 年 4 月 1 日現在、合計 281 人であり、職位別の内訳は下表のとおりです。建設部河川課は、企業局の下水道関係部署と緊密な連携を取りながら業務遂行にあたっていることから、企業局棟建設後は企業局棟へ移転すると仮定します。

表 企業局の職位別職員数

(単位：人)

	特別職	部長・次長級	課長級	課長補佐・係長級	一般職員	一般職員 (欠)	嘱託	臨時	合計
企業局職員数 (人)	1	10	22	164	36	17	19	12	281
建設部河川課職員(人)	0	0	3	4	6	0	2	1	16
合計	1	10	25	168	42	17	21	13	297

イ 職員数から見た企業局の必要面積

企業局の職位別職員数から起債標準面積算出方法を用いて本来必要な執務スペース等の面積を算出すると、7,722.3㎡となります。

表 標準面積の算定

区分	起償の基準				基準面積 職員1人 当たり	執務スペース等の規模	
	実職員数	換算率	換算 職員数	合計			
①執務面積	合計	297		675.9		合計	3,041.6 m ²
事務室 (応接室を含む)	特別職	1	20	20	4.5 m ² /人	20 人×4.5 m ²	= 90.0 m ²
	部長・ 次長級	10	9	90		90 人×4.5 m ²	= 405.0 m ²
	課長級	25	5	125		125 人×4.5 m ²	= 562.5 m ²
	課長補佐・ 係長級	168	2	336		336 人×4.5 m ²	= 1,512.0 m ²
	一般職員	42	1	42		42 人×4.5 m ²	= 189.0 m ²
	一般職員 (製図)	17	1.7	28.9		28.9 人×4.5 m ²	= 130.1 m ²
	嘱託	21	1	21		21 人×4.5 m ²	= 94.5 m ²
	臨時	13	1	13		13 人×4.5 m ²	= 58.5 m ²
② 倉庫	①×13%					3,041.6 m ² ×13%	= 395.4 m ²
③ 会議室等 (会議室・電話交換室・ 便所・洗面所その他)	実職員数×7.0 m ²					397 人×7.0 m ²	= 2,079.0 m ²
④ 玄関室等 (玄関・広間・廊下・階段 その他通行部分)	(①+②+③)×40%					5,516.0 m ² ×40%	= 2,206.4 m ²
合計(①+②+③+④)							7,722.3 m ²

「(3) 企業局の現在の執務スペース等の面積」で整理した企業局の占有面積(執務、倉庫、会議室等)は約2,400 m²であり、一方、これとの比較対象となる上表①～③の合計は5,516 m²となり、約3,116 m²不足しています。

(5) 本庁舎の執務スペース等の面積

現在の本庁舎における執務スペース等の面積は、第3章-1-(2)で整理したとおり32,357 m²です。

表 現在の延床面積と職員数(再掲)

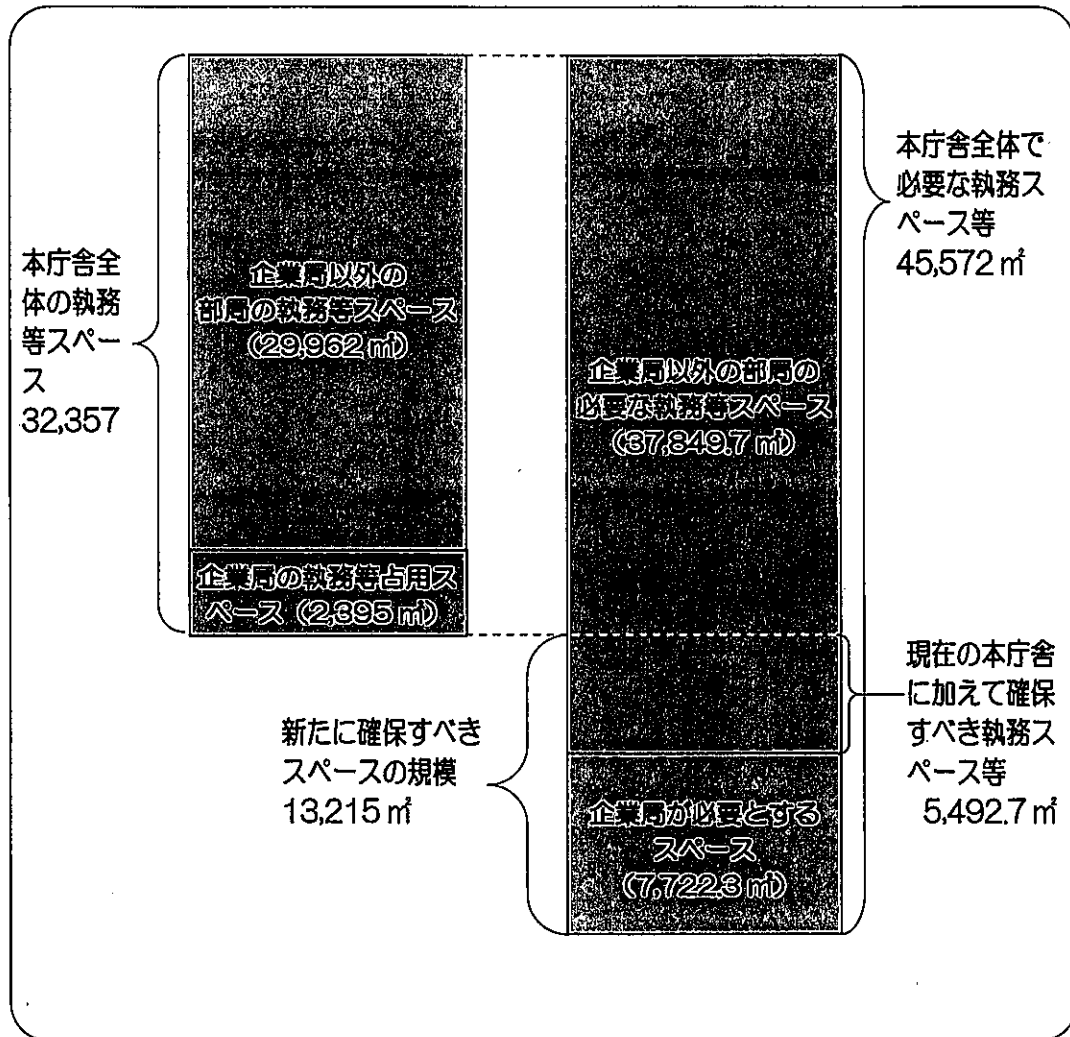
面積	職位別職員数(人)								合計
	特別職	部長・ 次長級	課長級	課長補佐・ 係長級	一般職員	一般職員 (製図)	嘱託	臨時	
本館 15,160 m ²	3	33	45	276	255	23	134	81	850
新館 10,947 m ²	3	20	44	231	72	21	48	36	475
別館 6,250 m ²	1	11	25	129	77	3	29	32	307
合計 32,357 m ²	7	64	114	636	404	47	211	149	1,632

※一般職員(製図)は、平成16年度における一般職員数に対する割合を用いて按分。

(6) 現在の本庁舎以外に確保すべき面積

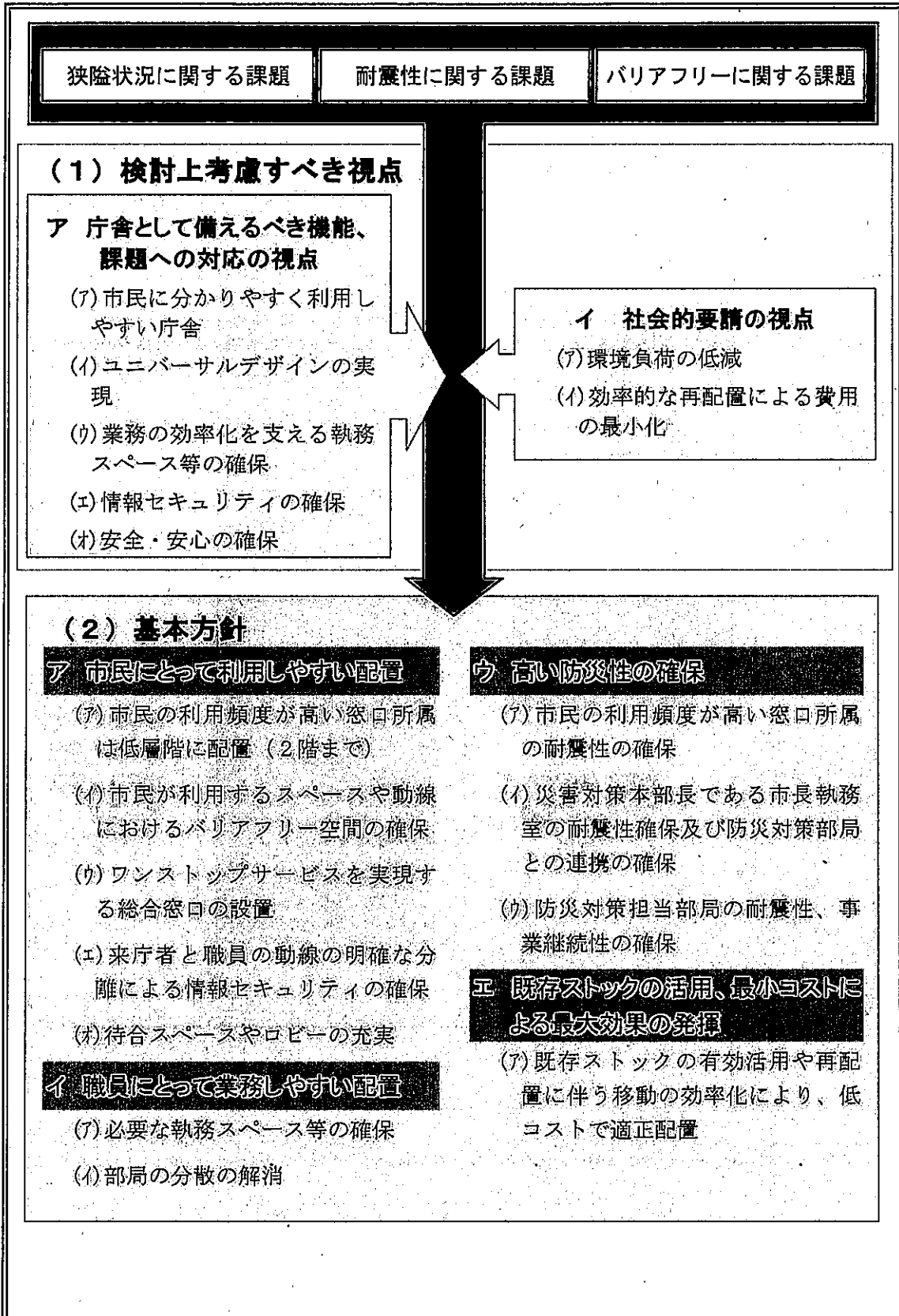
「1-(2)-ウ 新たに確保すべきスペースの面積 (11 ページ)」において整理した結果 (本庁舎として必要最低限の執務スペース等の面積 : 45,572 m²) から、企業局が必要とする面積及び現在の本庁舎全体の執務スペース等の面積を差引くことにより、現在の本庁舎に加えて確保すべき執務スペース等の面積を算出すると 5,492.7 m²となります。

図 執務スペース等面積確保の考え方



第4章 部局配置案の立案

1 考慮すべき視点と基本方針



本庁舎として備えるべき機能や社会的な要請から、部局の適正配置の検討において考慮すべき視点を整理し、部局の適正配置を実施する上での基本方針を設定します。

(1) 検討上考慮すべき視点

ア 庁舎として備えるべき機能、課題への対応の視点

(ア) 市民に分かりやすく利用しやすい庁舎

- ・市民が各種行政サービス機能を利用しやすいこと
- ・市民相互の交流促進機能、情報発信機能が充実していること

(イ) ユニバーサルデザインの実現

- ・身障者や高齢者、乳幼児の保護者など誰もが使いやすい庁舎であること

(ロ) 業務の効率化を支える執務スペース等の確保

- ・多様化、高度化する業務に対応可能な執務や整理、会議等のためのスペースが十分に確保されていること

(ハ) 情報セキュリティの確保

- ・庁内で扱う情報の外部漏洩、機器の盗難防止措置等がされていること

(ニ) 安全・安心の確保

- ・来庁者の安全性が確保されていること
- ・災害時における事業継続性が確立されていること
- ・災害時の避難、救護、復旧の対策本部機能が発揮可能であること

イ 社会的要請の視点

(ア) 環境負荷の低減

- ・省エネルギーの取り組み等、地球環境への負荷低減に配慮すること

(イ) 効率的な再配置による費用の最小化

- ・社会経済情勢や市の財政状況に鑑みて、効率的な再配置による費用の最小化に努めること

(2) 基本方針

ア 市民にとって利用しやすい配置

(ア) 市民の利用頻度が高い窓口所属は低層階に配置（2階まで）

市民利用の利便性を確保するため、また、エレベーター等の稼働によるエネルギー消費の最小化を図り環境負荷を低減するため、市民の利用頻度が高い窓口所属は、低層階に配置します。

(イ) 市民が利用するスペースや動線におけるバリアフリー空間の確保

窓口所属を中心に市民が利用する機会が多いスペースや動線においては、バリ

アフリーを考慮した配置を図ります。

また、市民が利用する機会が多いスペースは、身障者対応のトイレや授乳室の設置などの対応が可能なフロアに配置します。

(ウ) ワンストップサービスを実現する総合窓口の設置

市民利用の利便性を確保するため、各種窓口機能をワンフロアに集約します。

(エ) 来庁者と職員の動線の明確な分離による情報セキュリティの確保

来庁者が多い窓口所属とその他の部局・所属のフロアを分離し、庁内で扱う機密情報や機器と来庁者との距離を保ち、情報セキュリティを確保します。

(オ) 待合スペースやロビーの充実

市民のプライバシーの確保や市民相互の交流、情報発信機能の充実を図るため、窓口の待合スペースやロビースペースの充実を図ります。

イ 職員にとって執務しやすい配置

(ア) 必要な執務スペース等の確保

執務、資料整理及び会議等のために必要なスペースを確保します。

(イ) 部局の分散の解消

市民への分かりやすさの観点及び業務の効率化や高質化の観点から、同一部局の所属はできるだけ同一フロアに配置します。

ウ 高い防災性の確保

(ア) 市民の利用頻度が高い窓口所属の耐震性の確保

市民の利用頻度が高い窓口所属は、来庁する市民の安全確保を重視して耐震性の高いスペースに配置します。

(イ) 災害対策本部長である市長執務室の耐震性確保及び防災対策部局との連携の確保

災害時において指示命令系統のトップ、責任者となる市長の執務室を耐震性が高く、災害時においても防災担当部局との連絡が確保可能な位置に配置します。

(ウ) 防災対策担当部局の耐震性及び事業継続性の確保

災害時においてこそ機能を最大限に発揮し、事業を継続する必要がある防災担当部局は、耐震性の高いスペースに配置し、さらに、災害時における外部との連絡や機動性を確保するため、低層階に配置します。

エ 既存ストックの活用、最小コストによる最大効果の発揮

現在の本庁舎のストックの有効活用や再配置に伴う移動の効率化により、低コストでの適正配置に努めます。

2 本庁舎内の部局再配置案

- ・新館における企業局占有スペースに加え、新たに建設される企業局棟の一部を市長部局が活用し課題解決を図る再配置案を検討する。
- ・危機防災・対策課、消防局を企業局棟へ移転すると仮定し、再配置案を検討した結果、執務スペース等の確保や高い防災性の確保、バリアフリーの確保等の面で改善することができる。

(1) 企業局棟へ移転する部局の考え方

ア 起債標準面積との整合

「第3章-2-(6) 現在の本庁舎以外に確保すべき面積」において整理した現在の本庁舎に加えて確保すべき執務スペース等の面積 5,492.7 m²を目安に企業局棟へ移転する部局を仮定します。

イ 部局間の距離

円滑な業務遂行の観点から、部局間の距離を近く保ち相互連携を図るべき部局があることから、企業局棟へ移転する部局の仮定に際し、部局間の相互連携を図るべきグループを設定し、現在の本庁舎に加えて確保すべき執務スペース等の面積とグループごとの起債標準面積との関係から企業局棟へ移転するグループを仮定します。

部局グループの設定、平成 23 年度現在の職員数と起債標準面積は下表のとおりです。

表 部局間の距離を近く保つべきグループの設定

グループ名称	グループ設定の考え方	部局・スペース	職員数	面積 (起債標準)
企画・総務グループ	市長室とトップマネジメントをサポートする政策調整部、総務部のうち総務課、財政課、職員課からなるグループ	市長室 政策調整部（情報システム課を除く） 総務部（総務課・財政課・職員課） 議場 議会事務局 議会関係諸室	124 人	5,096.2 m ²
市民・福祉・健康グループ	市民部、福祉子ども部、健康保険部で市民サービスの窓口業務、相談業務等、市民利用が多い部局のグループ	市民部 福祉子ども部 健康保険部	433 人	9,661.0 m ²
都市計画・建設グループ	建設部門の計画と事業面の担当部局である都市計画部と建設部のグループ	都市計画部 建設部	249 人	6,233.2 m ²
危機防災グループ	防災や危機対策に関して緊密な連携を図るべきグループ	危機・防災対策課 消防局	93 人	2,491.8 m ²

参考表 企画・総務グループの起債標準面積

区分	起債の基準				基準面積 職員1人 当たり	執務スペース等の規模	
	実職員数	換算率	換算 職員数				
①執務面積	合計	124		319.0		合計	1,435.5 m ²
事務室 (応接室を含む)	特別職	3	20	60	4.5 m ² /人	60 人×4.5 m ²	= 270.0 m ²
	部長・ 次長級	8	9	72		72 人×4.5 m ²	= 324.0 m ²
	課長級	6	5	30		30 人×4.5 m ²	= 135.0 m ²
	課長補佐・ 係長級	50	2	100		100 人×4.5 m ²	= 450.0 m ²
	一般職員	32	1	32		32 人×4.5 m ²	= 144.0 m ²
	一般職員 (製図)	0	1.7	0		0 人×4.5 m ²	= 0.0 m ²
	嘱託	15	1	15		15 人×4.5 m ²	= 67.5 m ²
	臨時	10	1	10		10 人×4.5 m ²	= 45.0 m ²
② 倉庫		①×13%				1,435.5 m ² ×13%	= 186.6 m ²
③ 会議室等 (会議室・電話交換室・ 便所・洗面所その他)		正味職員数×7.0 m ²				124 人×7.0 m ²	= 868.0 m ²
④ 玄関室等 (玄関・広間・廊下・階段 その他通行部分)		(①+②+③)×40%				2,490.1 m ² ×40%	= 996.0 m ²
⑤ 議会関係諸室 (議場・委員会室・議員 控室)		最大議員数×35.0 m ²				46 人×35.0 m ²	= 1,610 m ²
合計(①+②+③+④+⑤)							5,096.2 m ²

参考表 市民・福祉・健康グループの起債標準面積

区分	起債の基準				基準面積 職員1人 当たり	執務スペース等の規模	
	実職員数	換算率	換算 職員数				
①執務面積	合計	433		761.0		合計	3,424.5 m ²
事務室 (応接室を含む)	特別職	0	20	0	4.5 m ² /人	0 人×4.5 m ²	= 0.0 m ²
	部長・ 次長級	12	9	108		108 人×4.5 m ²	= 486.0 m ²
	課長級	21	5	105		105 人×4.5 m ²	= 472.5 m ²
	課長補佐・ 係長級	148	2	296		296 人×4.5 m ²	= 1,332.0 m ²
	一般職員	165	1	165		165 人×4.5 m ²	= 742.5 m ²
	一般職員 (製図)	0	1.7	0		0 人×4.5 m ²	= 0.0 m ²
	嘱託	51	1	51		51 人×4.5 m ²	= 229.5 m ²
	臨時	36	1	36		36 人×4.5 m ²	= 162.0 m ²
② 倉庫		①×13%				3,424.5 m ² ×13%	= 445.2 m ²
③ 会議室等 (会議室・電話交換室・ 便所・洗面所その他)		正味職員数×7.0 m ²				433 人×7.0 m ²	= 3,031.0 m ²
④ 玄関室等 (玄関・広間・廊下・階段 その他通行部分)		(①+②+③)×40%				6,900.7 m ² ×40%	= 2,760.3 m ²
合計(①+②+③+④)							9,661.0 m ²

参考表 都市計画・建設グループの起債標準面積

区分	起債の基準				基準面積 職員1人 当たり	執務スペース等の規模
	実職員数	換算率	換算 職員数			
①執務面積	合計	249		532.8		合計 2,397.6 m ²
事務室 (応接室を含む)	特別職	0	20	0	4.5 m ² /人	0 人×4.5 m ² = 0.0 m ²
	部長・ 次長級	12	9	108		108 人×4.5 m ² = 486.0 m ²
	課長級	23	5	115		115 人×4.5 m ² = 517.5 m ²
	課長補佐・ 係長級	79	2	158		158 人×4.5 m ² = 711.0 m ²
	一般職員	61	1	61		61 人×4.5 m ² = 274.5 m ²
	一般職員 (製図)	24	1.7	40.8		40.8 人×4.5 m ² = 183.6 m ²
	嘱託	29	1	29		29 人×4.5 m ² = 130.5 m ²
	臨時	21	1	21		21 人×4.5 m ² = 94.5 m ²
② 倉庫		①×13%			2,397.6 m ² ×13% = 311.7 m ²	
③ 会議室等 (会議室・電話交換室・ 便所・洗面所その他)		正味職員数×7.0 m ²			249 人×7.0 m ² = 1,743.0 m ²	
④ 玄関室等 (玄関・広間・廊下・階段 その他通行部分)		(①+②+③)×40%			4,452.3 m ² ×40% = 1,780.9 m ²	
合計(①+②+③+④)						6,233.2 m ²

参考表 危機防災グループの起債標準面積

区分	起債の基準				基準面積 職員1人 当たり	執務スペース等の規模
	実職員数	換算率	換算 職員数			
①執務面積	合計	93		222.0		合計 999.0 m ²
事務室 (応接室を含む)	特別職	1	20	20	4.5 m ² /人	20 人×4.5 m ² = 90.0 m ²
	部長・ 次長級	5	9	45		45 人×4.5 m ² = 202.5 m ²
	課長級	8	5	40		40 人×4.5 m ² = 180.0 m ²
	課長補佐・ 係長級	38	2	76		76 人×4.5 m ² = 342.0 m ²
	一般職員	22	1	22		22 人×4.5 m ² = 99.0 m ²
	一般職員 (製図)	0	1.7	0		0 人×4.5 m ² = 0.0 m ²
	嘱託	11	1	11		11 人×4.5 m ² = 49.5 m ²
	臨時	8	1	8		8 人×4.5 m ² = 36.0 m ²
② 倉庫		①×13%			999.0 m ² ×13% = 129.9 m ²	
③ 会議室等 (会議室・電話交換室・ 便所・洗面所その他)		正味職員数×7.0 m ²			93 人×7.0 m ² = 651.0 m ²	
④ 玄関室等 (玄関・広間・廊下・階段 その他通行部分)		(①+②+③)×40%			1,779.9 m ² ×40% = 711.9 m ²	
合計(①+②+③+④)						2,491.8 m ²

各部署グループごとの職員数に基づく起債標準面積が現在の本庁舎に加えて確保すべき執務スペース等の面積 5,492.7 m²に最も近いのは、都市計画・建設グループ (6,233.2 m²)、次いで企画・総務グループ (3,848.9 m²) 3番目が危機防災グループ (3,717.8 m²) となっています。

各部署グループの特性上、企業局棟へ移転するとした場合の利点や弊害に違いが出てきます。企業局棟へ移転すると仮定した場合の評価は下表のとおり整理されます。

表 各部署グループの企業局棟への移転に対する評価

グループ名称 面積 (起債標準)	評価
企画・総務 グループ 5,096.2 m ²	○起債標準面積が、確保すべき執務スペース等の面積 5,492.7 m ² に最も近い ○災害対策本部長である市長の執務室の耐震性が高まる △災害対策本部、危機・防災対策課とは距離があるため、円滑な初動体制構築において課題がある △現在の議場 (本館3階、4階) の転用には、他の部局よりも費用が掛かる
市民・福祉・ 健康グループ 9,661.0 m ²	○高い防災性の確保、バリアフリーの実現が可能である ○ワンストップサービス等現代的な窓口実現の可能性が高まる ×起債標準面積を大きく上回っている
都市計画・ 建設グループ 6,233.2 m ²	○起債標準面積が、確保すべき執務スペース等の面積 5,492.7 m ² に近い (2番目) △高い耐震性が求められる部局の課題改善につながらない
危機防災 グループ 2,491.8 m ²	○起債標準面積が、確保すべき執務スペース等の面積 5,492.7 m ² 以下に収まっている ○移転に合わせて最新の危機・防災対策の設備を整えたり、将来の設備更新を考慮した設えにするなどの拡充が可能となる ○危機防災グループ移転後の新館に高い耐震性を要する部局を再配置可能となり、防災性の向上に結び付く △災害対策本部長である市長の執務室とは距離があるため、円滑な初動体制構築において課題がある

○：評価できる △：課題がある ×：移転対象とするのは困難

(2) 各フロアゾーニング

企業局棟への移転により確保すべき執務スペース等の面積 5,492.7 m²以下に収まっていること、耐震性の高い新館に空きスペースが確保できることから、ここでは危機防災グループを企業局棟へ移転すると仮定し、その他の部局の再配置案を提示します。

窓口の待合スペース及び執務スペースを拡充することを主眼に本館2階西側及び別館1階に分散配置されている福祉子ども部を新館1階に、本館2階西側及び別館

2・3階に分散配置されている健康保険部を新館2・3階に移動します。

本館2階西側の空いたスペースは本館1階の総務部及び市民部の執務スペースに活用します。

新館4階には、新館3階及び別館1階の環境部が移動し、分散配置の解消を図ります。

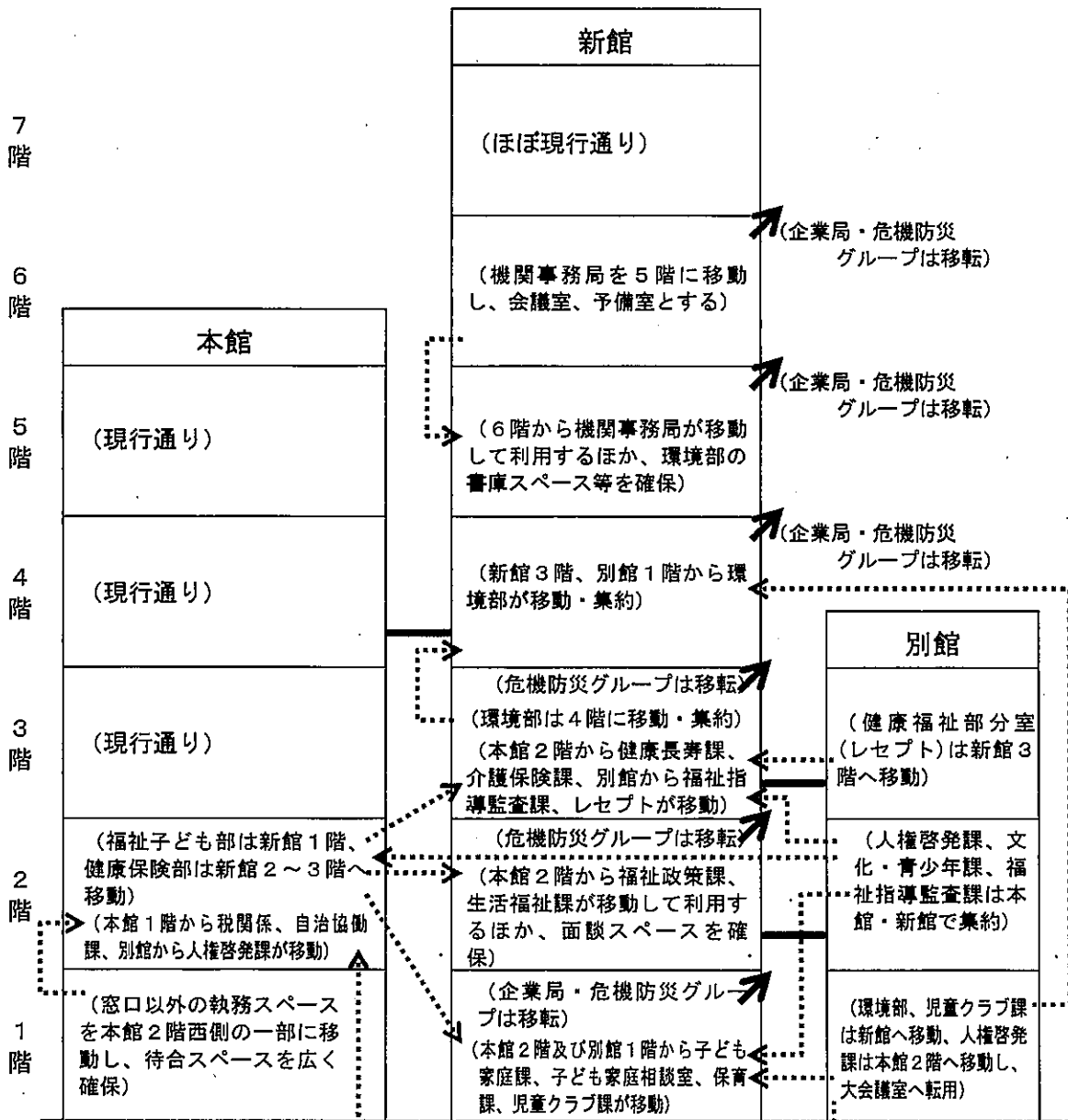
新館5階は、新館6階から選挙管理委員会等の機関事務局が移動するほか、環境部の書庫等のスペースとして活用します。

新館6階、7階は会議室、予備室とします。

別館1階の空いたスペースは、大会議室とします。

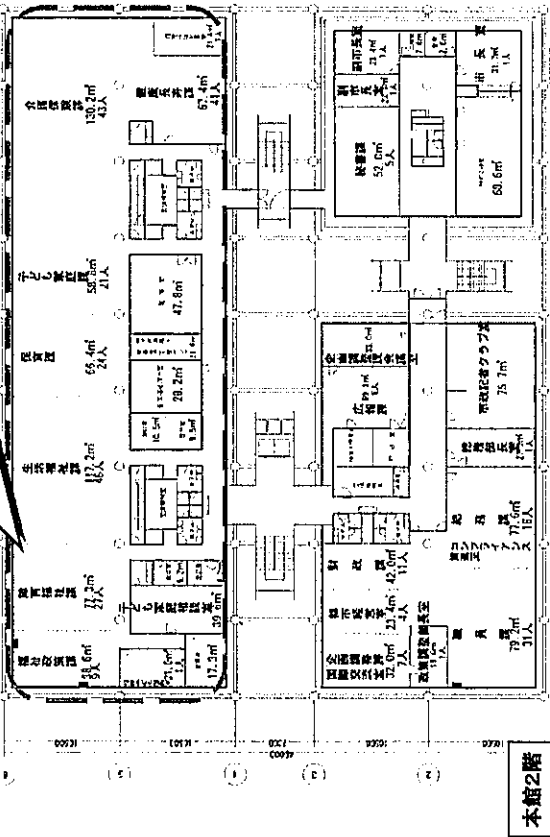
次ページ以降にゾーニング図を掲載します。

図 再配置案の概要



現行配置状況

福祉子ども部は新館1階、健康保険部は新館2階に移動



再配置案

1階から税関係業務のうち直接の窓口対応ではない執務スペース、自治協働課の執務・相談スペースを移動。別館から文化・青少年課を移動・集約

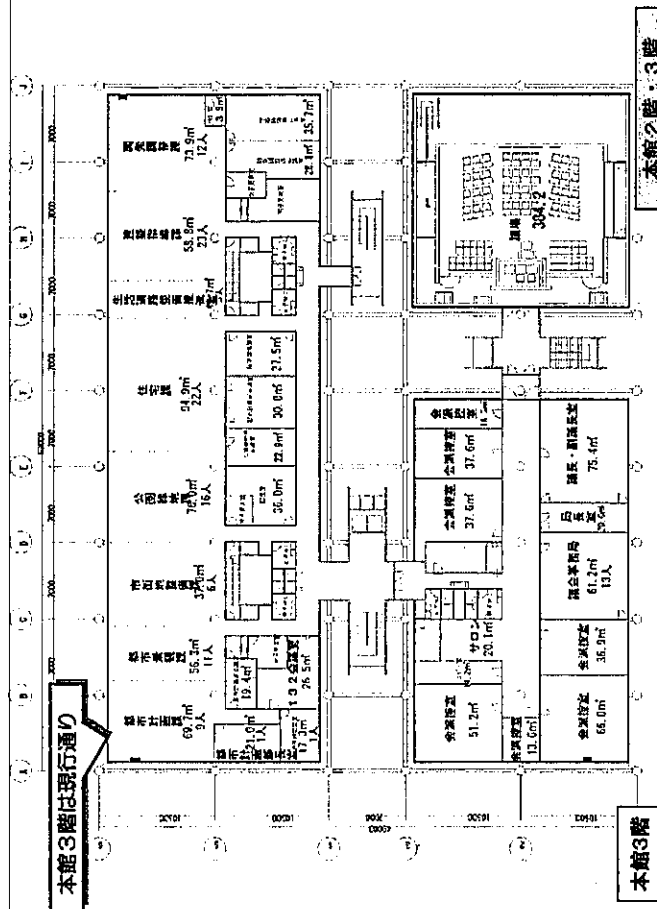
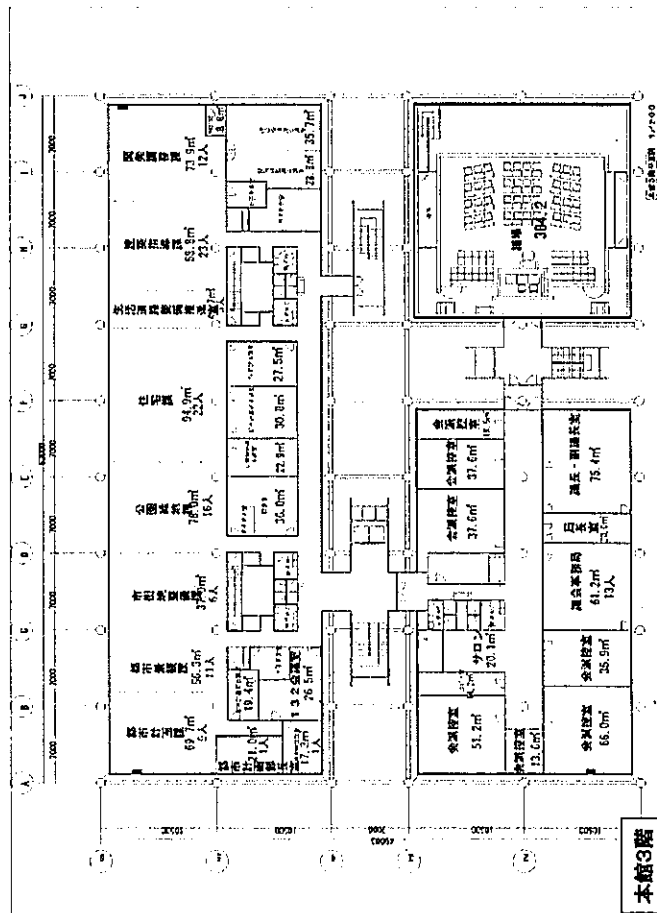
政策調整部が活用
(別館2階の人権啓
発課を移転・集約)

人権啓発課の
執務・相談室
スペースを確保

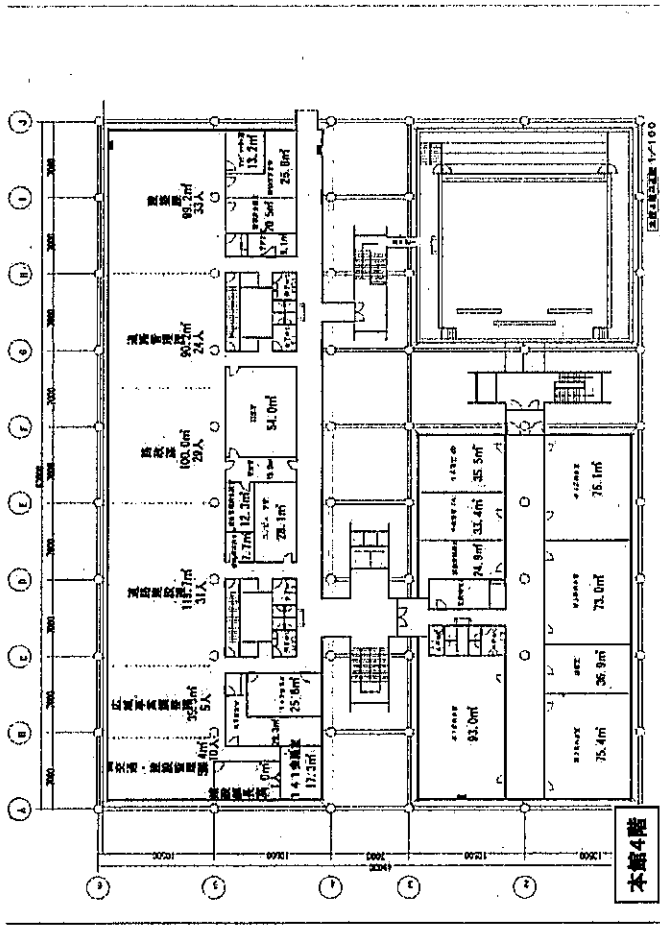
本館2階東側は
現行通り

本館1階の総務部(税関係)、市民部(自治協働課、別館2階の文化・青少年課)の執務スペース、相談室等として活用

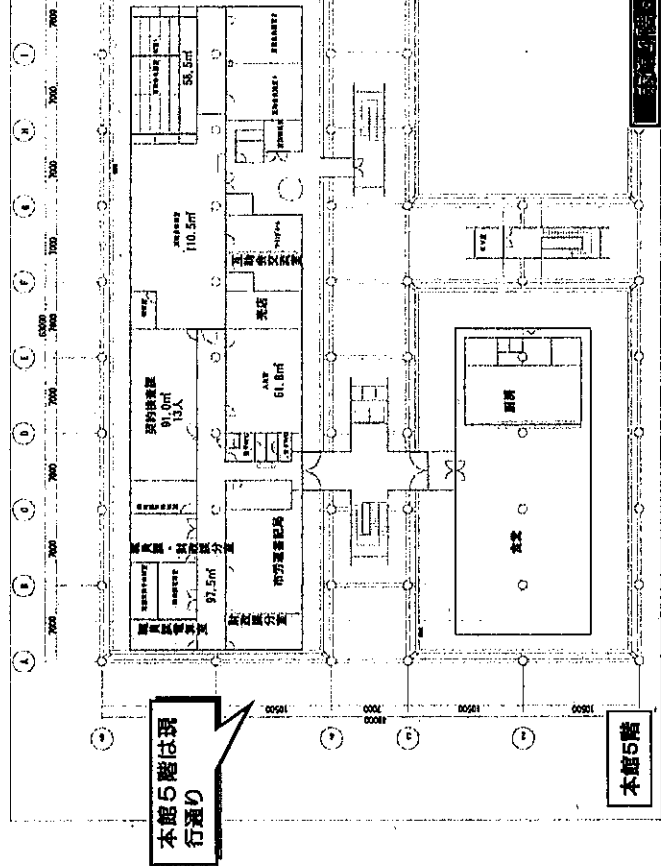
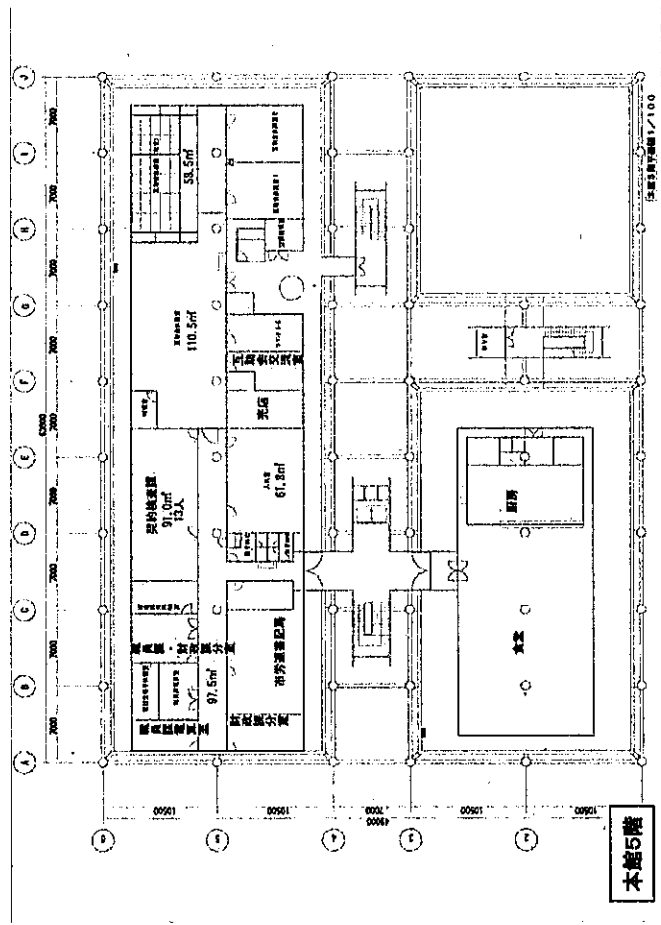
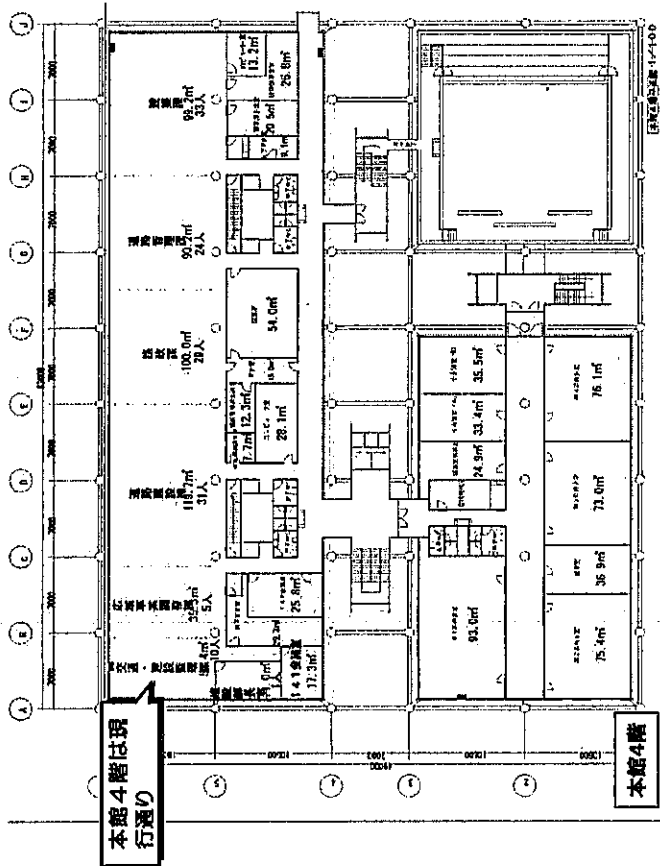
本館3階は現行通り



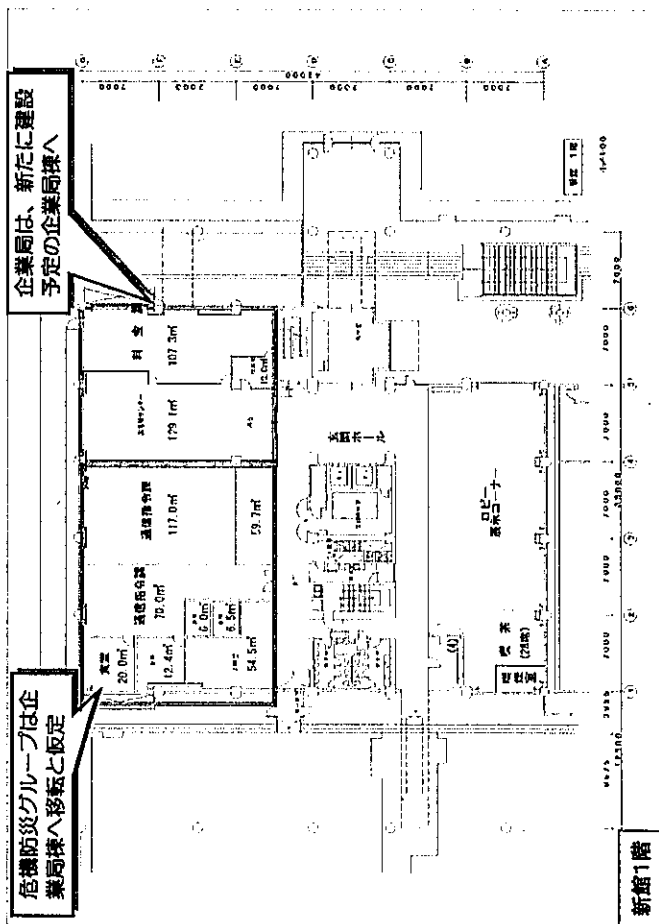
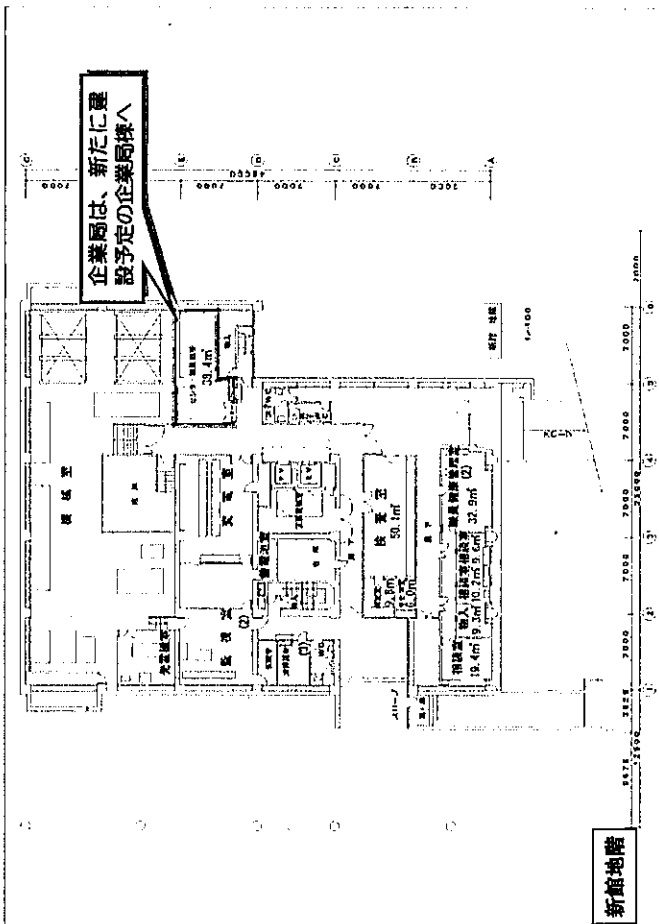
現行配置状況



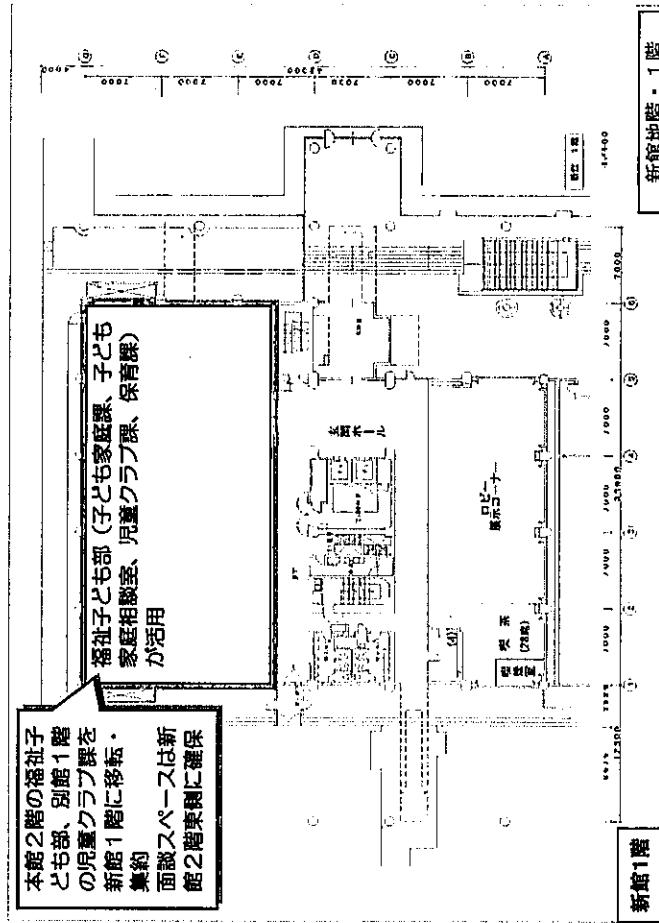
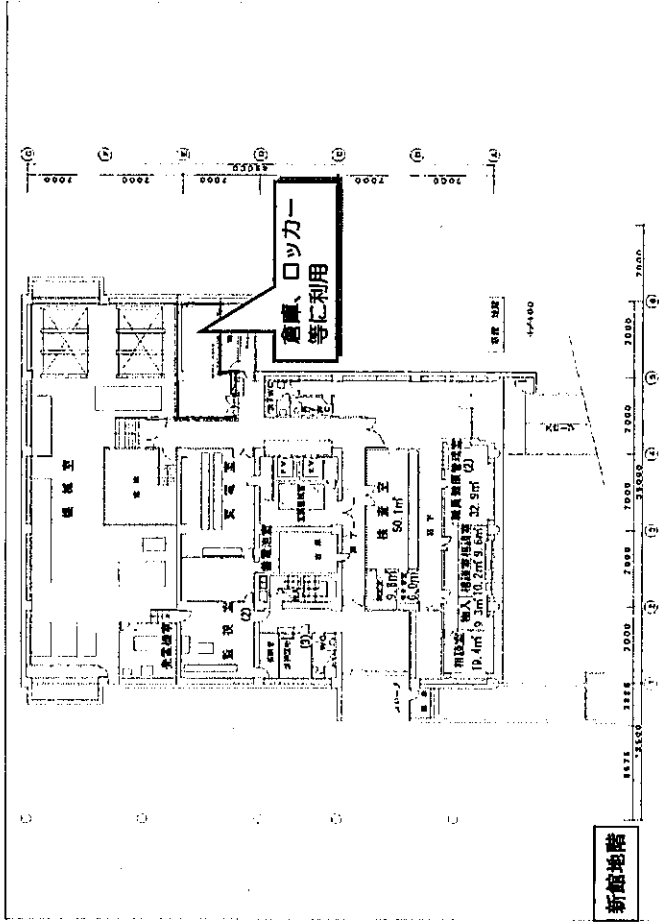
再配置案



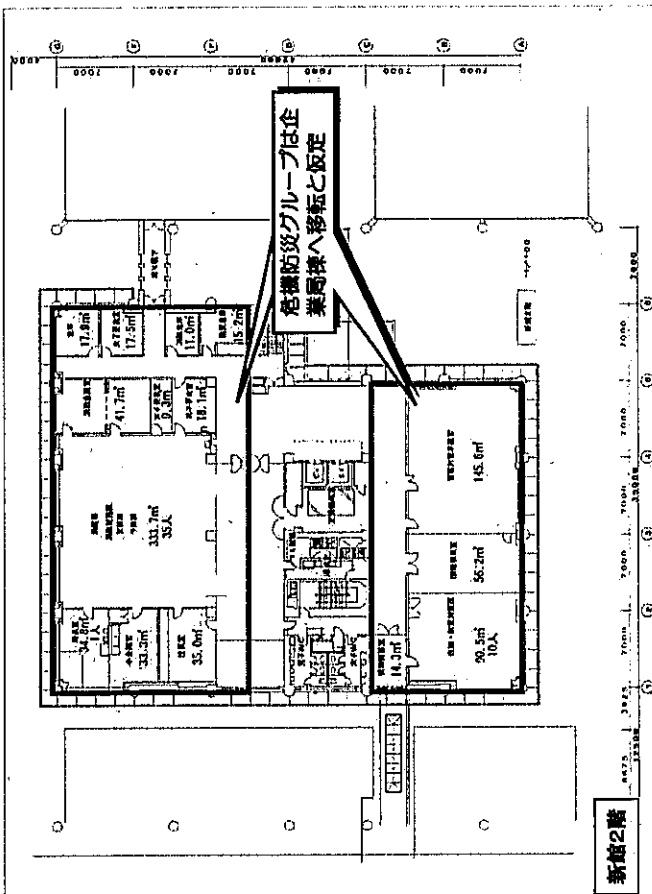
現行配置状況



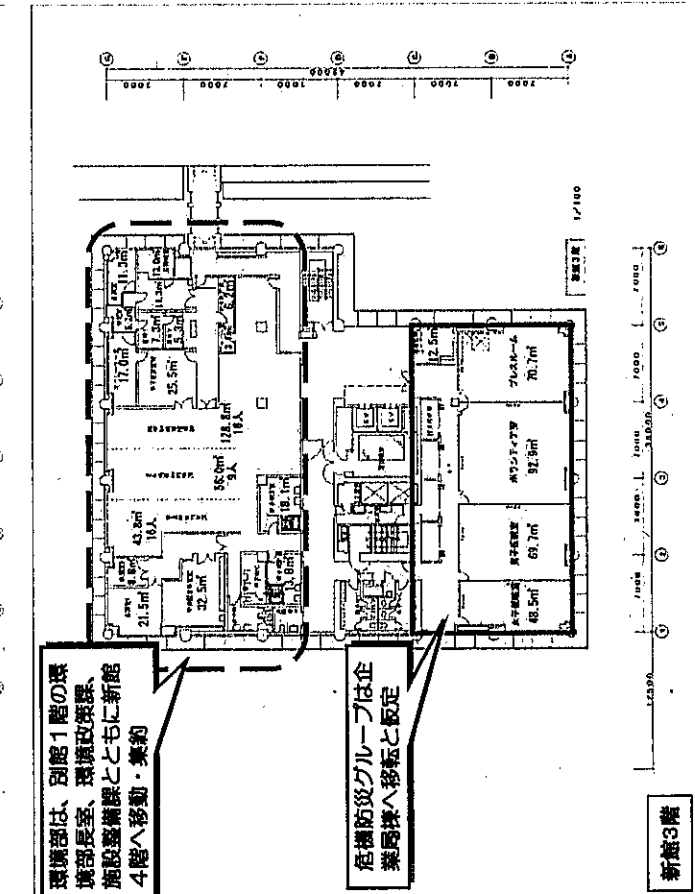
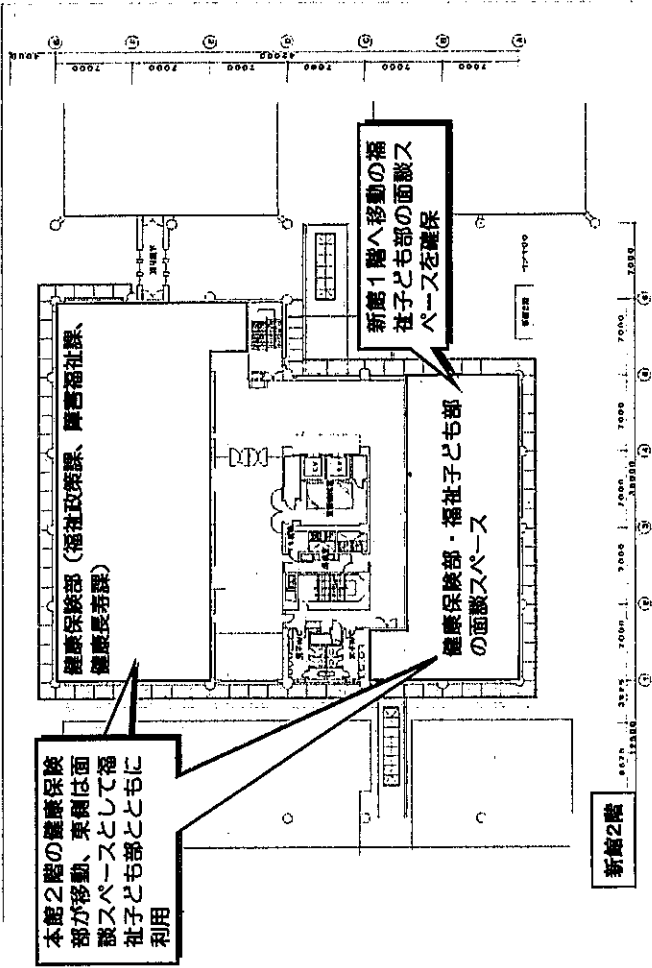
再配置案



現行配置状況

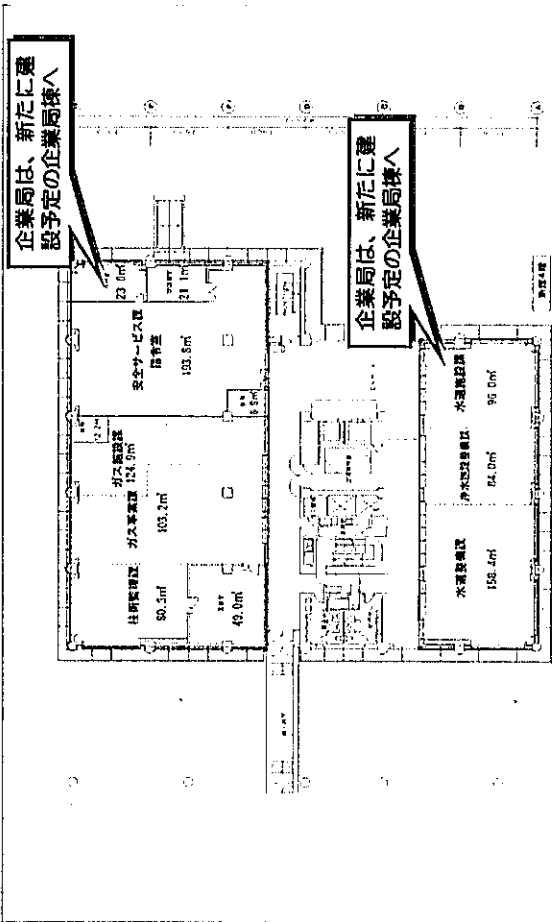


再配置案

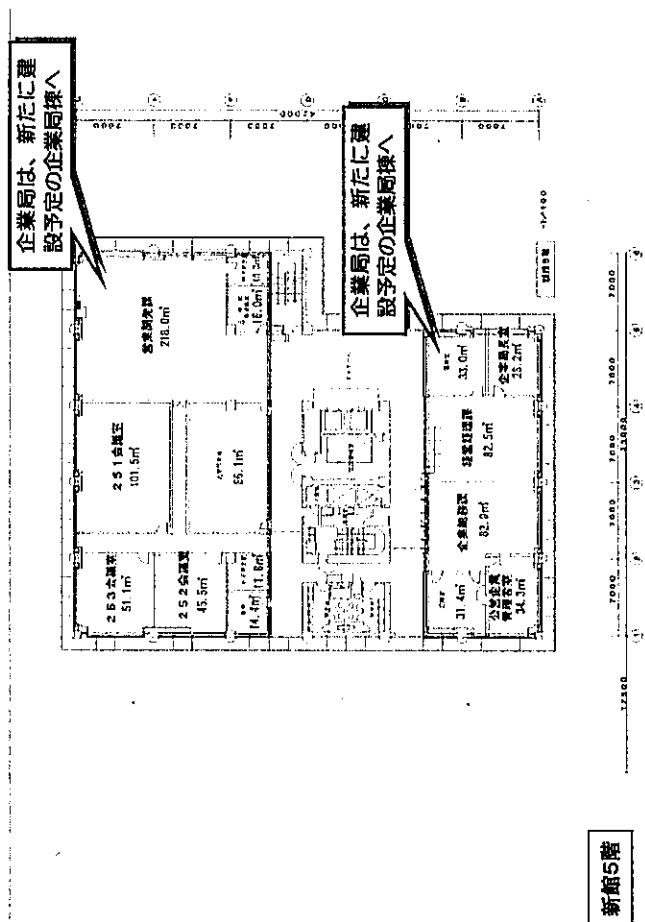


現行配置状況

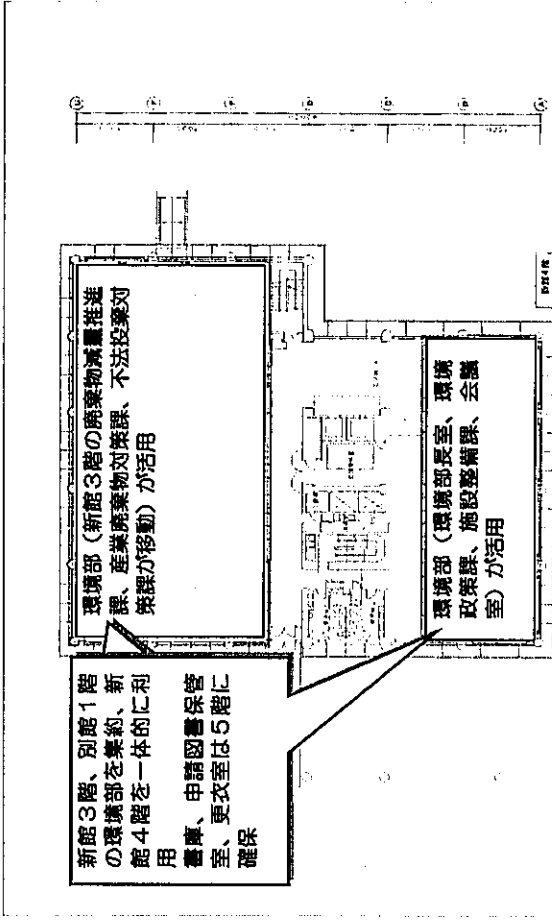
再配置案



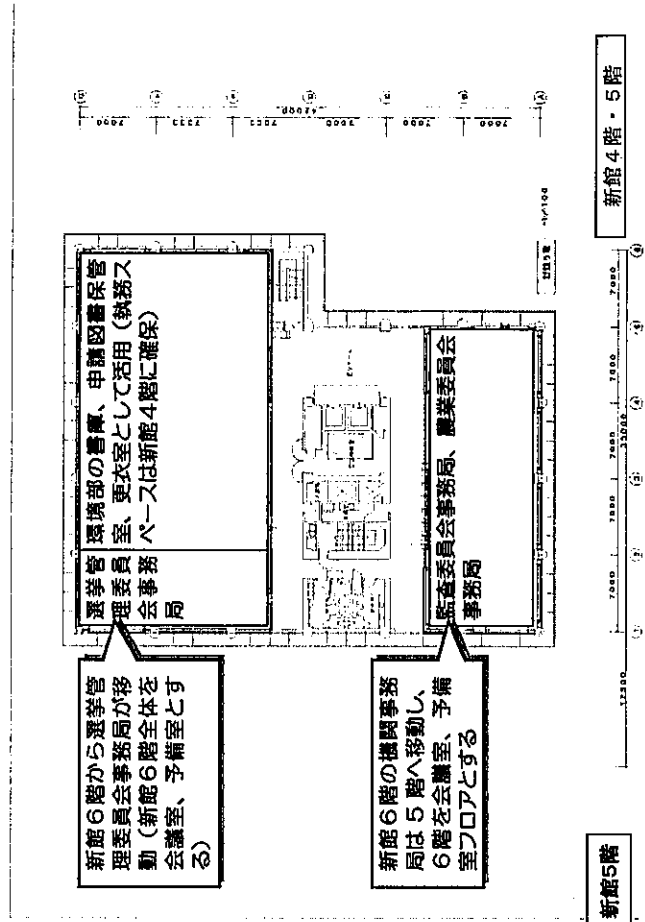
新館4階



新館5階

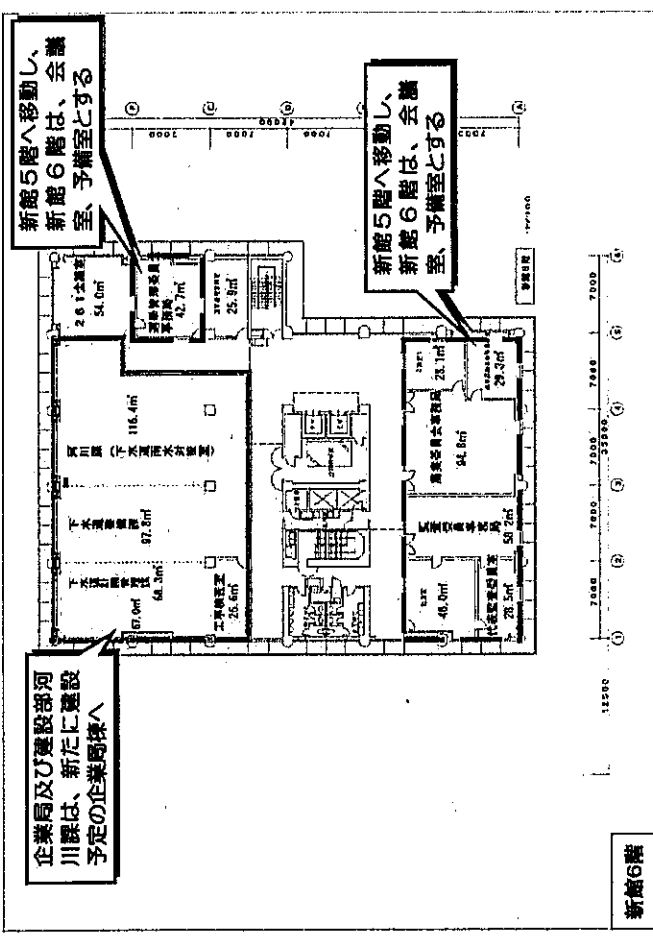


新館4階

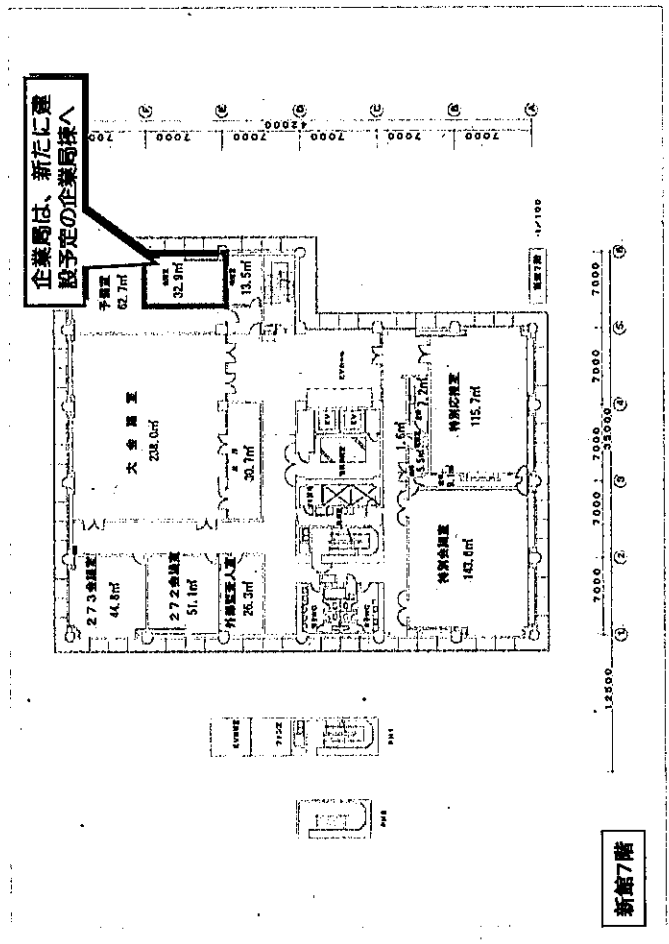


新館5階

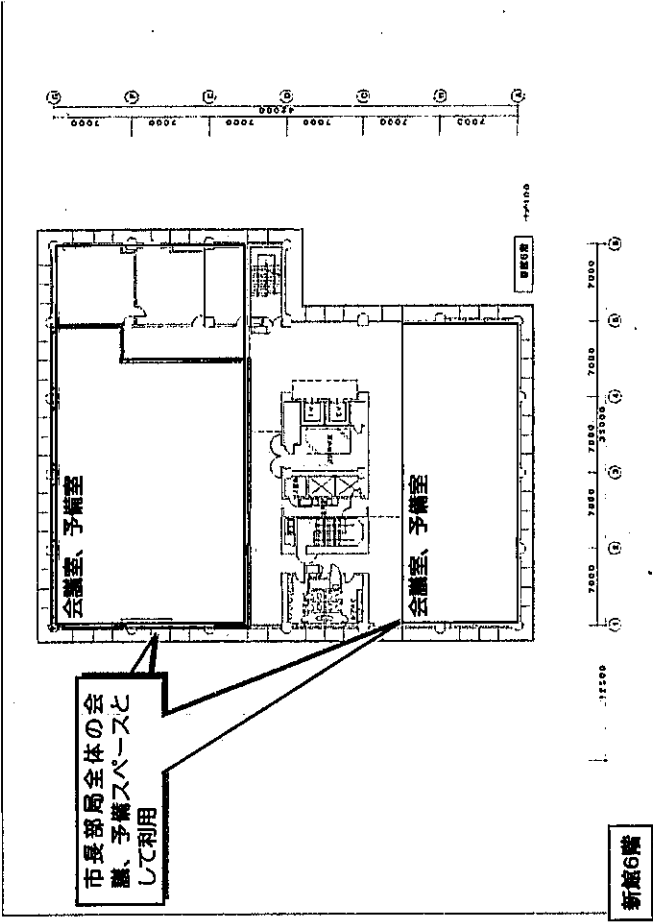
再配置案



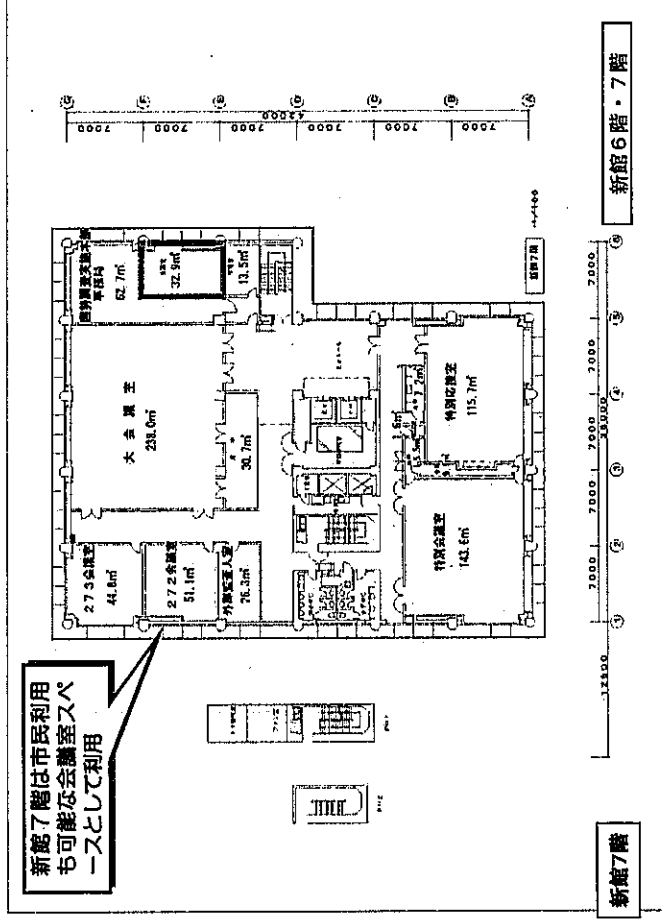
新館6階



新館6階

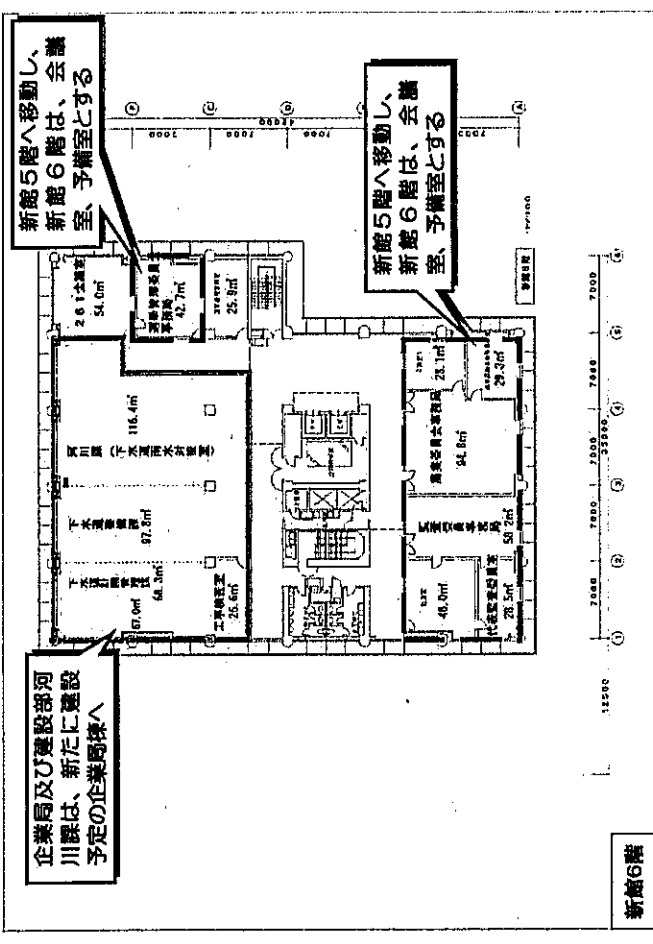


新館6階

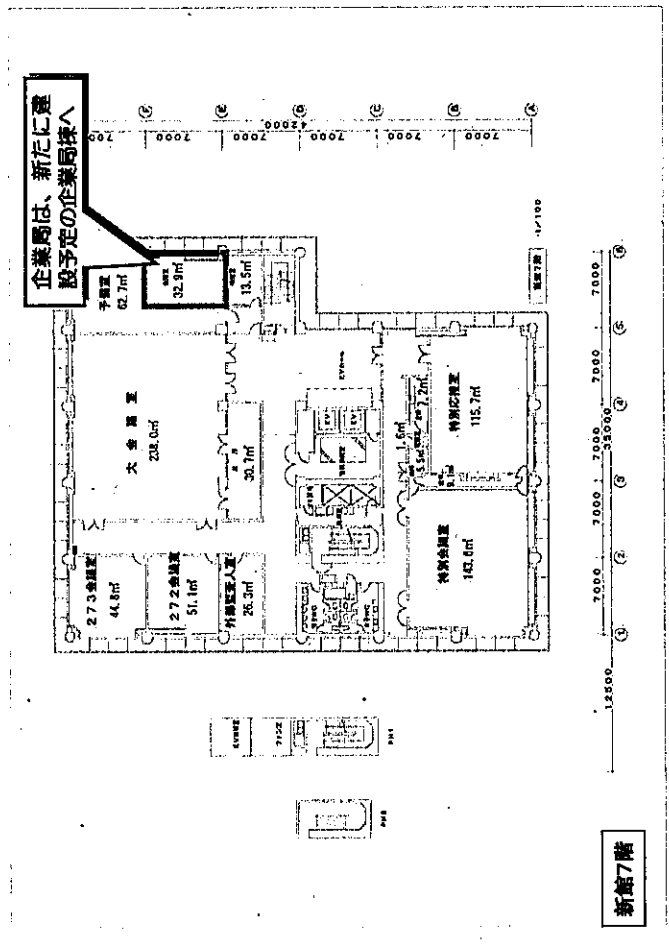


新館7階

現行配置状況



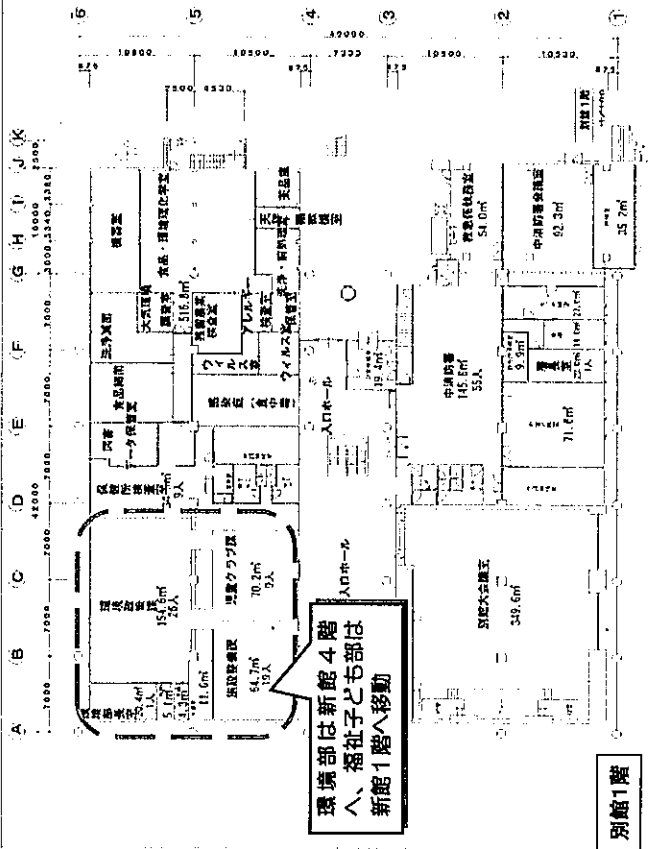
新館6階



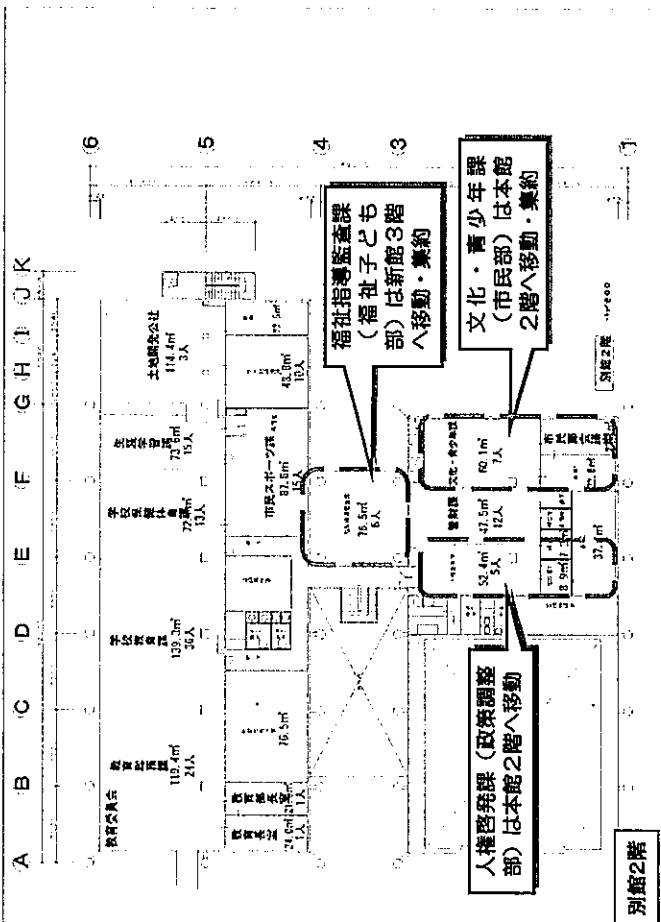
新館7階

現行配置状況

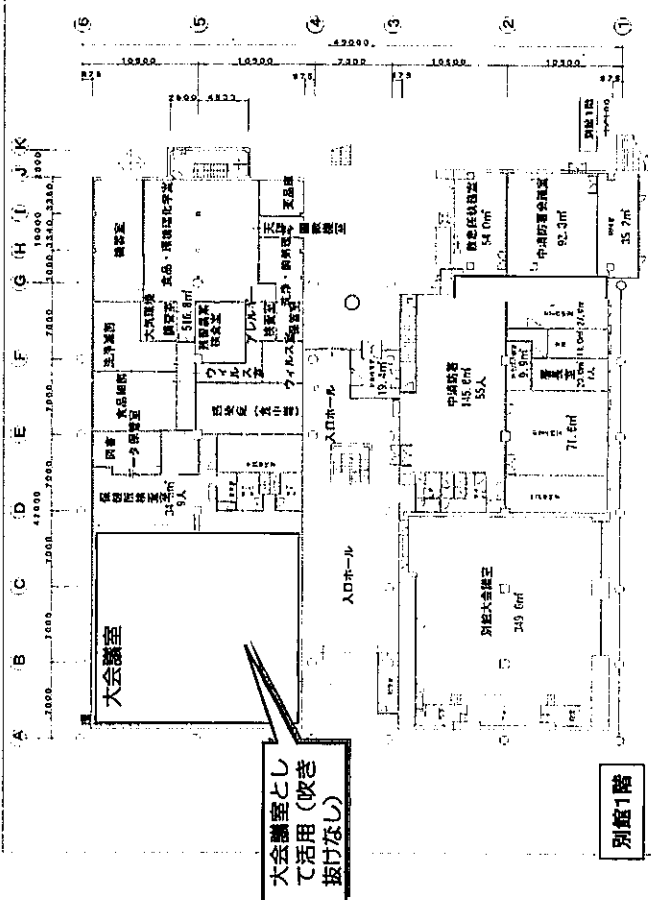
再配置案



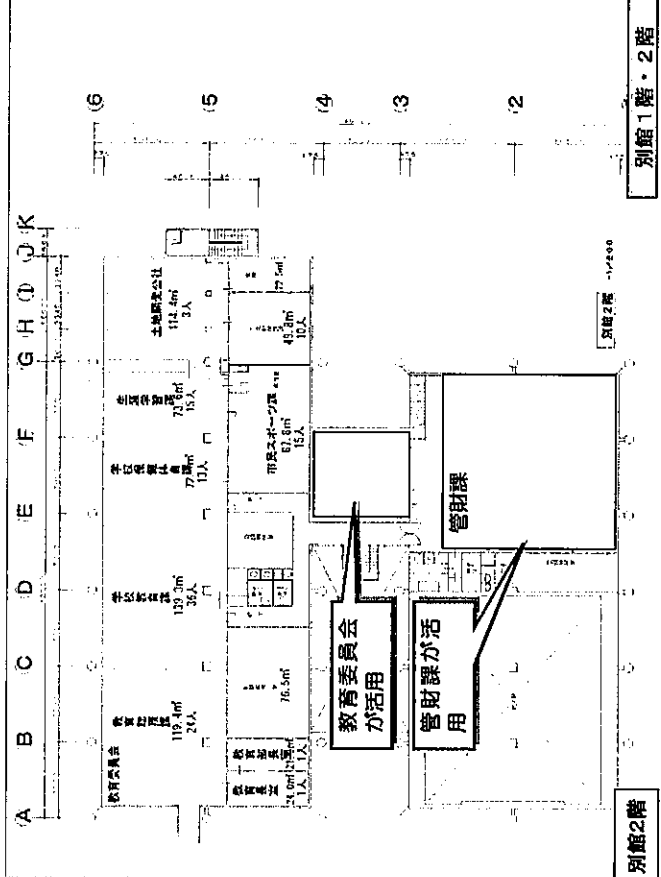
別館1階



別館2階

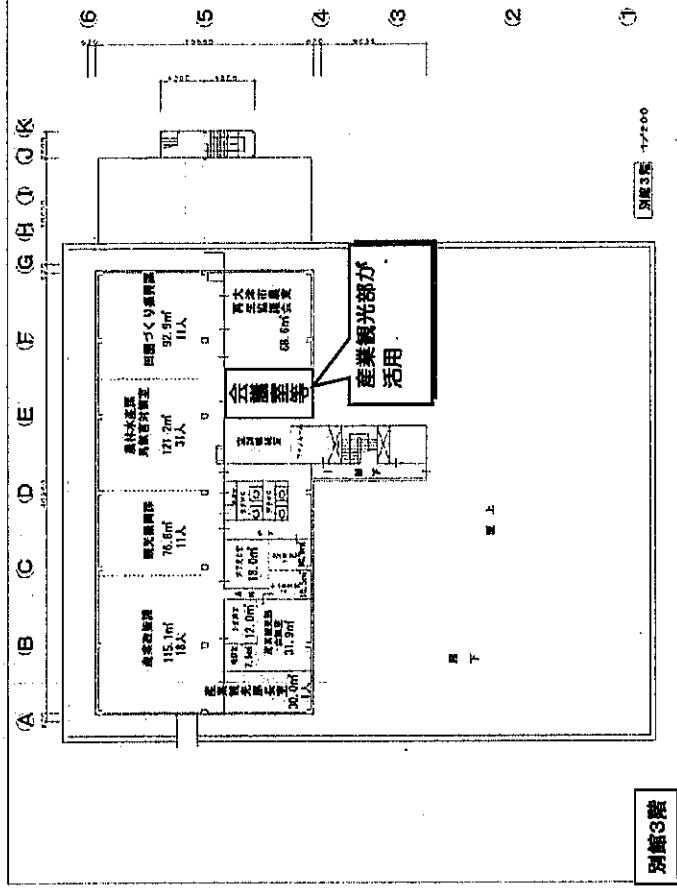


別館1階

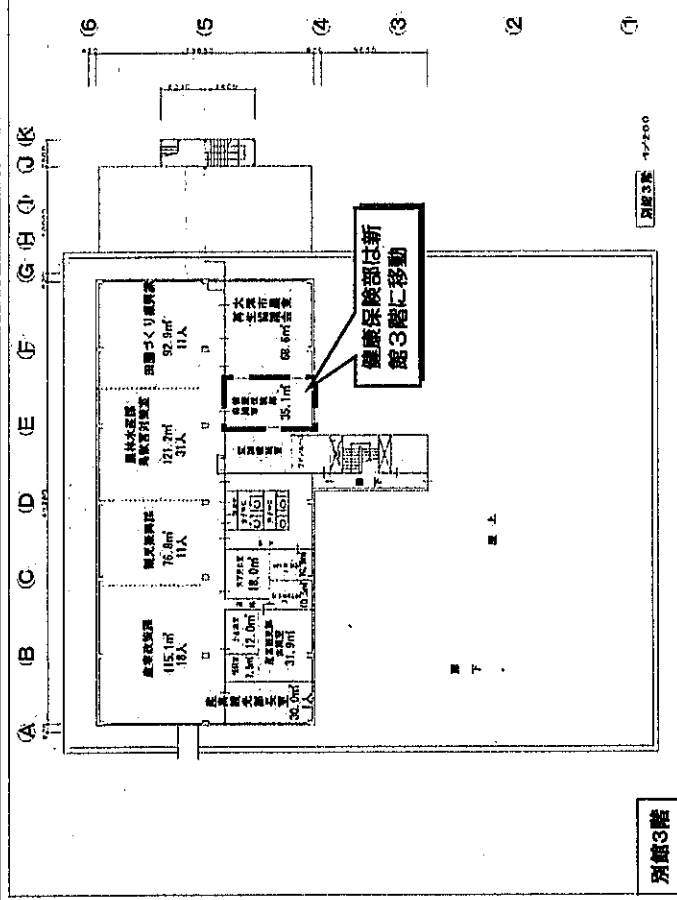


別館2階

再配置案



現行配置状況



(3) 市長部局の一部の移転を伴う再配置案の評価

危機防災グループの移転を伴う再配置案について、基本方針に対する達成水準を評価すると下表のとおりになります。

全般的に基本方針に沿って現在よりも大きく改善される案となっています。深刻な狭隘状況にある執務スペース等の確保や高い防災性の確保、バリアフリーの確保等の面は大きく改善することができます。

一方、完全なワンストップサービスは実現できていません。また、市民利用の機会が多い窓口の一部が本館1階に残る、災害対策本部長となる市長の執務室が本館2階に残るなど、高い防災性を確保する上での課題も残っています。

これら残された課題を解消するためには、市民の窓口及び市長の執務室の配置を低層階にこだわらずに新館全体を使って配置するか、より広い面積を企業局棟に確保する必要があります。

表 市長部局の一部移転を伴う再配置案の評価

部局適正配置の基本方針	再配置案での達成水準
(1) 市民にとって利用しやすい配置	
<p>窓口が低層階を中心に配置され、現在よりもスペースに余裕が確保されます。また、バリアフリーの面でもエレベーターの利便性が高まる等大きく改善されます。</p> <p>窓口のワンフロア・ワンストップサービス化の実現、情報発信・交流スペースの充実は図られません。</p>	
ア 市民の利用頻度が高い窓口所属は低層階に配置（2階まで）	<p>○市民の利用頻度が高い窓口所属は、本館1階、新館1・2階を中心に配置されています。</p> <p>△新館3階に健康長寿課、介護保険課が配置されています。</p>
イ 市民が利用するスペースや動線におけるバリアフリー空間の確保	<p>○本館1階には身障者トイレが設置されています。また、新館についても3階に上がれば身障者トイレがあります。</p> <p>○新館は車椅子等でも利用しやすいエレベーターが設置済みです。</p> <p>○福祉子ども部は現在よりもスペースが確保され授乳スペース設置の可能性ががあります。</p>
ウ ワンストップサービスを実現する総合窓口の設置	<p>△市民の利用頻度が高い証明書発行や年金、税、福祉子ども部を本館1階、新館1階に配置し、可能な限りワンフロアへの集約を図っています。健康保険部の一部は新館2・3階に分かれています。</p>
エ 来庁者と職員の動線の明確な分離によるセキュリティの確保	<p>○休日に開かれる市民が参加する会議の会場を新館7階と別館1階に設定することにより、執務エリアと明確に分離されます。</p>
オ 待合スペースやロビーの充実	<p>○窓口業務のスペース拡充を図るため、待合スペースが確保されプライバシーが確保されます。</p> <p>△市民の利用度が高い健康保険部、福祉子ども部をロビーに近い新館1～3階に配置するため、ロビーの活用促進が期待されますが、規模の充実はされません。</p>

○：基本方針が達成されている △：基本方針が達成されない部分がある

部局適正配置の基本方針	再配置案での達成水準
② 職員にとって業務しやすい配置	
<p>執務スペース等の面積は起債標準面積に対して 92%の水準にまで高まり、現在（起債標準面積の 71%）よりも余裕が生まれ、ごく一部を除いて部局の分散が解消されます。</p>	
<p>ア 必要な執務スペース等の確保</p>	<p>○企業局の占有スペースに加えて危機防災グループの占有スペースを活用することにより、現在よりも執務スペースに余裕が生まれます。（本庁舎の職員 1 人あたりの面積は現在の 19.8 m²/人から 26.1 m²/人へと拡大）</p>
<p>イ 部局の分散の解消</p>	<p>○政策調整部（情報システム課を除く）は本館と別館の分散状況から本館 1 階～2 階に集約されます。</p> <p>○市民部は本館と別館の分散状況から本館 1 階～2 階に集約されます。</p> <p>○環境部は別館と新館の分散状況から新館 4 階に集約されます。</p> <p>○福祉子ども部は本館と別館の分散状況から新館 1 階（福祉指導監査課は新館 3 階）に集約され分散状況が解消されます。</p> <p>△総務部（管財課）、健康保険部（保健所）、建設部（河川課）、消防局は分散状況の解消に至りません。</p>
③ 高い防災性の確保	
<p>福祉子ども部、健康保険部に来庁する市民の安全性が高まります。</p>	
<p>ア 市民の利用頻度が高い窓口所属の耐震性の確保</p>	<p>○市民の利用頻度が高い福祉子ども部、健康保険部を耐震性の高い新館低層階に配置しています。</p> <p>△戸籍、税、年金の窓口は現行通りに本館 1 階に配置されることとなり、巨大地震発生時に落下物で怪我をしたり避難や救助に時間を要する可能性があります。</p>
<p>イ 災害対策本部長である市長執務室の耐震性確保、及び、防災対策部局との連携の確保</p>	<p>△本館は SRF 工法により耐震補強を実施しており、巨大地震発生時においても生存空間の確保はされますが、災害時における迅速な初動体制の構築に時間を要する可能性があります。</p>
<p>ウ 防災対策担当部局の耐震性、事業継続性の確保</p>	<p>○消防局、危機防災・対策課は耐震性の高い企業局棟へ移動します。</p>
④ 既存ストックの活用、最小コストによる最大効果の発揮	
<p>必要最低限の床面積拡充により再配置を行う案のため、比較的 low コストです。</p> <p>部局グループの連携に配慮しつつ起債標準面積の確保に必要な最小面積を企業局棟に確保する案としています。</p> <p>危機防災グループの企業局棟への移転後、玉突き状に移動することにより、仮事務所の賃貸費用が抑えられます。</p>	

○：基本方針が達成されている △：基本方針が達成されない部分がある

3 今後の進め方

- ・本調査を通じて、執務スペース等の不足状況、課題を整理し、部局再配置案の検討を行った。
- ・次年度以降、本調査の成果をたたき台として企業局棟に移転する部局の詳細な検討を行う必要がある。
- ・庁内横断的な委員会及びワーキング部会で庁内の合意形成を深めるとともに、企業局と連携しながら進める必要がある。

(1) 本調査の成果と今後の課題

本調査を通じて現本庁舎の執務スペース等の不足状況、狭隘状況を中心とした現本庁舎に係る課題を整理し、市長部局の一部移転を伴う再配置案を検討しました。

今後は、庁内各部局の意向集約を図りつつ、企業局とも調整を図りながら、企業局棟へ移転する部局の詳細な検討を行い、その上で本庁舎内の部局の再配置計画を立案する必要があります。

また、庁舎の増設、再配置は市民にとって耳目を引く関心事であることから、広報等による情報発信やパブリック・コメントを実施することが重要です。

加えて、今回、具体的な対応策の検討に至っていない駐車スペースの確保やOA化に対応した効率的な配置など現本庁舎に係る課題について、再配置案の具体化や企業局との連携を通じて対応策を検討する必要があります。

表 本調査の成果と今後の課題

本調査の成果	<ul style="list-style-type: none">●現本庁舎の執務スペース等の不足状況の整理●狭隘状況を中心とした現本庁舎に係る課題の整理●市長部局の一部を企業局棟へ移転する再配置案の提案
今後の課題	<ul style="list-style-type: none">●企業局棟に移転する市長部局の詳細検討 (全庁的な合意形成、企業局との調整)●市民への情報発信、市民の意見の収集●駐車スペースの確保やOA化に対応した配置など現本庁舎に係るその他の課題への対応策の検討

(2) 今後の進め方 (案)

各部署の意向把握、全庁的な合意形成を図るため庁内委員会及びワーキング部会による検討体制を設け、企業局との情報共有・調整を図りながら、今年度の成果をスタートとして部局の再配置計画を立案することが重要です。

図 今後の進め方 (案)

